

本庄市下水道事業審議会資料一覧

- 資料 下水道事業の概要
- 資料 下水道事業の財政
- 資料 用語集
- 資料 生活排水処理施設整備構想図
- 資料 公共下水道事業計画図（汚水）
- 資料 公共下水道事業計画図（雨水）
- 資料 下水道事業審議会条例
- 資料 下水道事業審議会規則
- 資料 下水道条例
- 資料 下水道条例施行規則
- 資料 水道料金・下水道使用料早見表（2か月分）口径13mm
- 資料 下水道使用料（1か月分）
- 資料 公共下水道事業説明会資料
- 資料 チラシ「環境にやさしい公共下水道への接続はお早めに」
- 資料 下水道事業審議委員名簿
- 資料 下水道事業審議会開催日程（案）

本庄市の汚水処理について

本庄市生活排水処理施設整備構想（平成22年策定、平成27年見直し）・・・資料4

汚水処理施設の方法は現在3つ

- 公共下水道
- 農業集落排水
- 合併浄化槽

公共下水道について

基本計画区域（全体計画区域）・・・資料5、6

※将来的な下水道配置計画を決めた区域

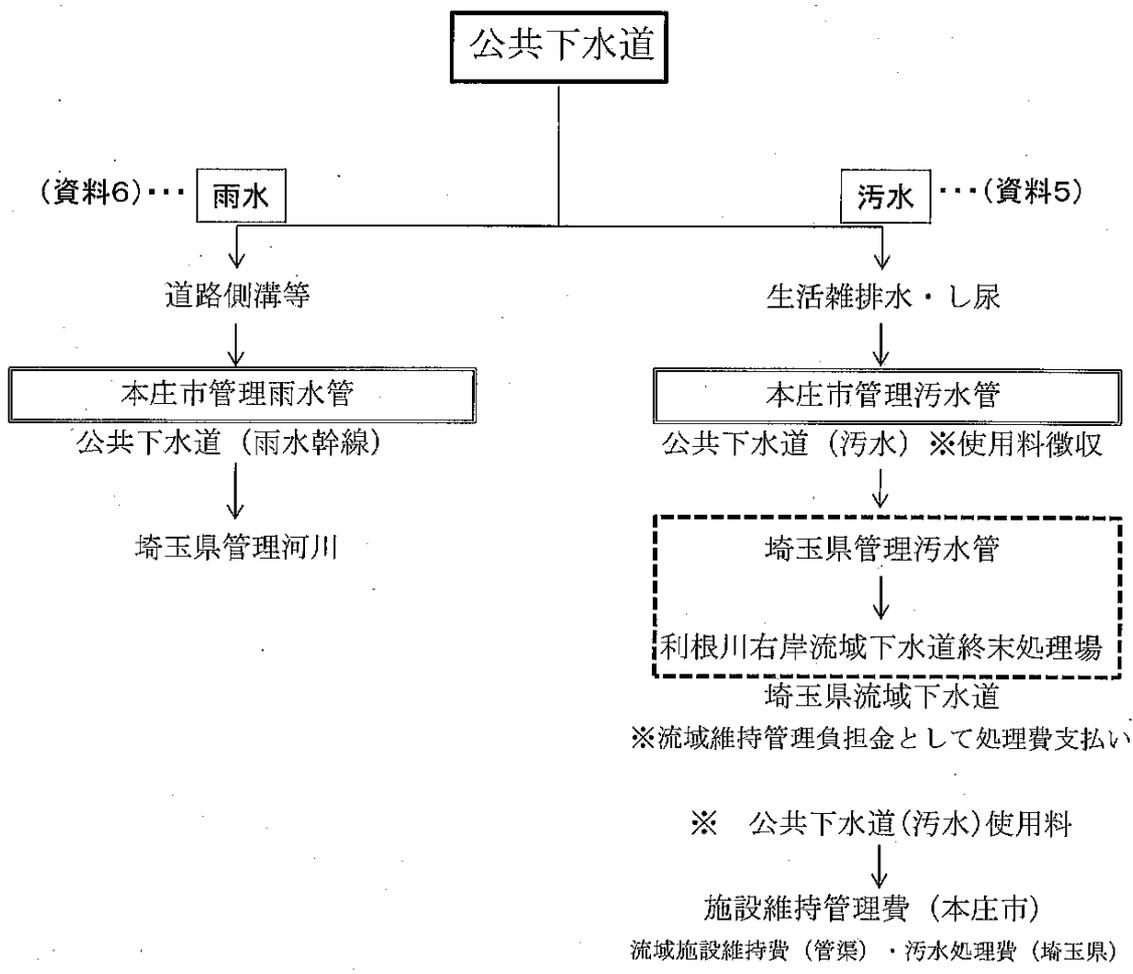


公共下水道都市計画決定



事業認可区域・・・資料5、6

※基本計画（全体計画）の区域で、おおむね5～7年度以内に整備可能な区域



本庄市下水道事業の概要

1 沿革

本庄市の下水道事業は、昭和42年より公共下水道の基本計画に着手し、昭和50年に市街化区域899haを本庄都市計画公共下水道事業として、都市計画決定を受け整備を進めてきました。雨水については、昭和42年に、都市下水路事業として、事業認可を受けましたが、昭和57年に汚水とともに公共下水道事業としての事業認可の変更を受け、市街地の雨水幹線を整備してきました。汚水については、昭和51年にJR高崎線の北側中心市街地234haの事業認可を受け、市街地地区等を編入しながら、整備してきました。

その後、平成17年には、利根川右岸流域下水道の創設に伴い、新たに利根川右岸流域関連公共下水道事業の採択を受け、平成21年に、本庄市水質管理センターを流域下水道の処理場として埼玉県へ移管しました。

また、児玉町では、平成16年に児玉都市計画公共下水道事業の都市計画決定を受けました。その後、平成18年に本庄市と児玉町が合併し、本庄地域と児玉地域の整備を一体的に進めており、平成28年には下水道法事業計画において、児玉公共下水道事業を本庄公共下水道事業に統合しました。

全体計画面積 1,640ha
都市計画決定面積 1,569ha
都市計画法認可面積 1,266ha

昭和50年11月6日	本庄都市計画公共下水道事業の都市計画決定
昭和51年3月12日	本庄都市計画公共下水道事業認可、建設事業開始
昭和61年4月1日	供用開始
平成16年7月7日	児玉都市計画公共下水道事業の都市計画決定
平成17年3月29日	下水道法事業計画上、単独公共下水道を廃止し、流域関連公共下水道を創設
平成18年1月10日	本庄市と児玉町の合併
平成21年4月1日	本庄市水質管理センターを埼玉県へ移管し、小山川水循環センターに名称変更
平成27年4月1日	地方公営企業法（財務規定）適用
平成28年2月24日	下水道法事業計画上、児玉公共下水道を本庄公共下水道に統合

2 下水道普及状況（平成30年4月1日時点）

行政区域内世帯	33,612世帯
行政区域内人口(A)	78,550人
整備戸数	19,692世帯
整備人口(B)	44,968人
水洗化戸数	17,424世帯
水洗化人口(C)	39,276人
普及率(B÷A)	57.2%
水洗化率(C÷B)	87.3%

有収水量 (m³)

平成25年度	4,684,931
平成26年度	4,652,124
平成27年度	4,694,073
平成28年度	4,730,870
平成29年度	4,844,012

本庄市下水道事業の財政

1. 財政のしくみ

本庄市の下水道事業は、地方公営企業法の適用を受けて運営しています。そのため、一般会計で用いられる官庁会計と異なり、企業会計を用いていて、営業活動によって発生する収入・支出を表す収益的収支と、下水道施設の建設改良に係る投資活動によって発生する収入・支出を表す資本的収支からなります。営業活動は主に下水道使用料によって、投資活動は主に企業債（借入金）、国庫補助金等によって行われています。

収益的収入は、下水道の利用の対価としての使用料及び一般会計からの繰入金（雨水処理負担金）等によります。収益的支出は、流域下水道維持管理負担金、職員給与費、施設の管理費及び企業債の支払利息等からなり、固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も含まれます。

資本的収入は、企業債、国庫補助金及び繰入金等により、資本的支出は、下水道施設を建設するための費用である工事請負費等、企業債の元金償還金及び流域下水道建設負担金からなります。

収益的収支と資本的収支の関係は、3ページのようになります。

2 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業は、地方財政法上の地方公営企業として、適正な経費区分を前提とした独立採算が義務付けられています。

その経費区分は、下水道の公共的役割と私的役割を考慮して、雨水にかかる経費は公費（雨水処理負担金）で、汚水にかかる経費は私費（下水道使用料）で負担するものとされています。本庄市は、雨水と汚水を一緒に流す合流式下水道ではなく、雨水と汚水を分けて流す分流式下水道のため、経費負担は明確に区分されます。ただし、汚水にかかる経費の中にも、その性質から公費で負担するものがあります。

3 下水道使用料

独立採算制により、下水道施設の管理運営に要する全ての費用から、本来公費で負担すべき費用を除いたものを下水道使用料で賄うべき費用とすべきです。本庄市では維持管理費（職員給与費、施設の管理費及び流域下水道負担金）及び資本費（企業債の支払利息及び減価償却費）を汚水処理費として使用料対象経費としています。比較の基準となる使用料単価及び処理原価の推移は4ページのようになります。

4 繰入金

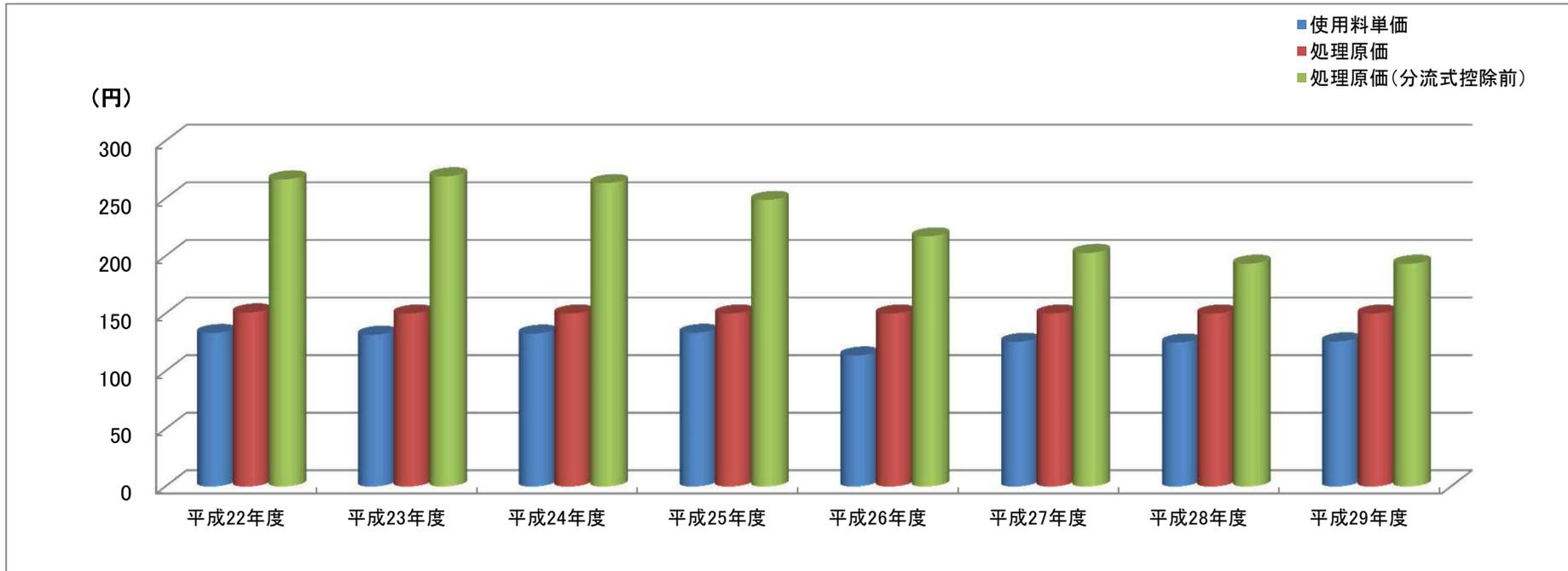
一般会計からの繰入金は、総務省の通知により上記のように公費で負担すべきとされている経費の基準が定められており、公費負担分として使用料収入不足分と合わせて下水道事業の運営のために繰り入れています。本庄市の繰入金の状況は、5ページのようになります。

5 企業債等

下水道の施設に整備には、多額の費用がかかり、また、施設は長期にわたり使用するので、企業債による借入金を財源としています。また、国庫補助対象事業として国から補助金を受け、さらに、下水道が整備されることで利益を受ける方にも負担（受益者負担金）をいただいています。

本庄市では、利用者の整備費用の負担が建設時に偏ることのないよう、企業債の償還期間を30年としています。企業債の残高の推移は6ページのようになります。

使用料単価・処理原価の推移



(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 →法適用	平成28年度	平成29年度
使用料単価	133.17	131.65	132.65	133.29	113.65	125.44	124.78	125.89
処理原価	150.97	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.01	150.00
処理原価(分流式控除前)	266.53	269.25	263.32	248.73	217.10	202.70	193.37	193.35
使用料単価－処理原価	△17.80	△18.35	△17.35	△16.71	△36.35	△24.56	△25.23	△24.11
有収水量(m ³)	4,544,062	4,538,061	4,581,221	4,684,931	4,652,124	4,694,073	4,730,870	4,844,012
経費回収率(%)	88.21	87.77	88.43	88.86	75.77	83.63	83.18	83.93

使用料単価・・・有収水量1m³あたりの料金収入 【使用料単価＝下水道使用料÷有収水量】

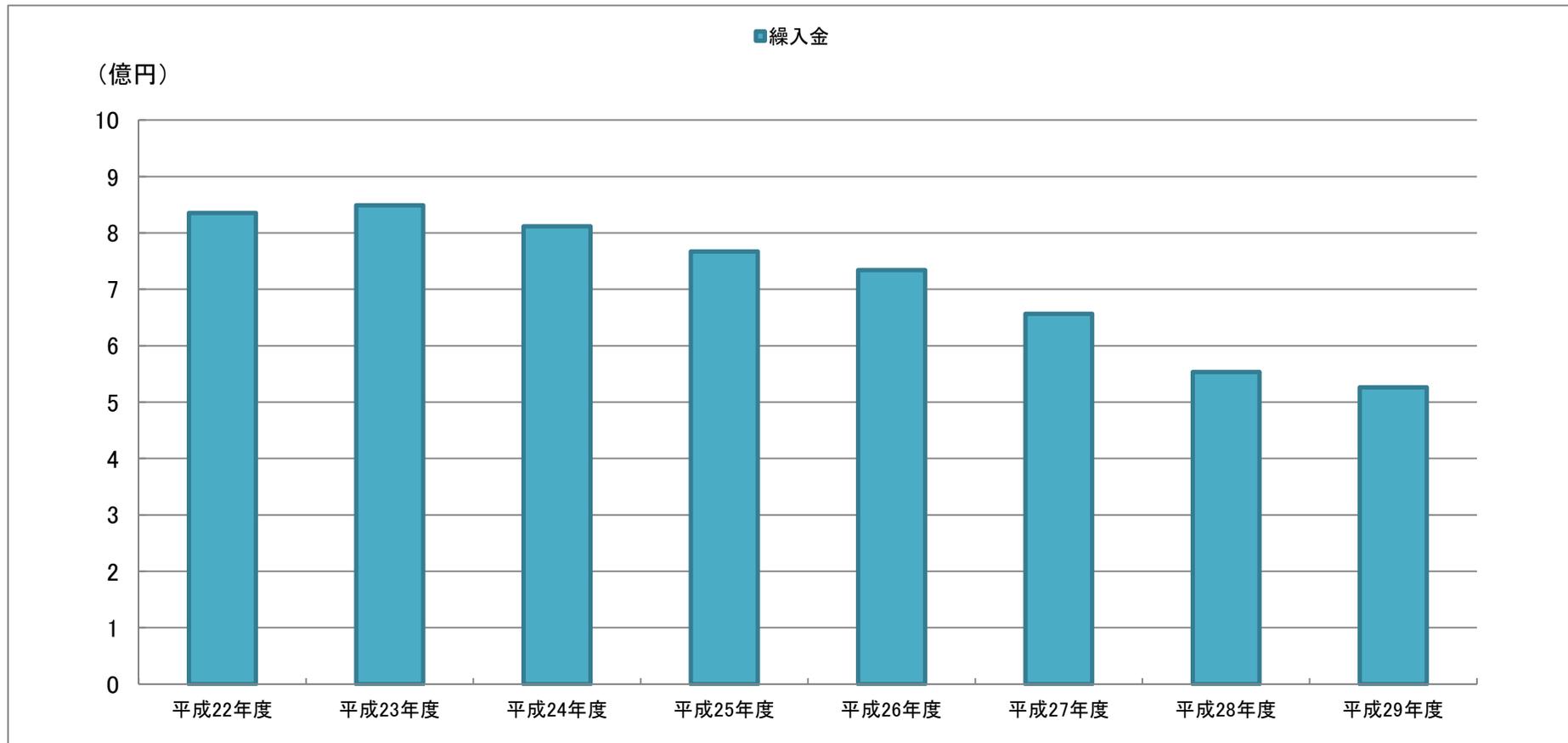
処理原価・・・有収水量1m³あたりに要する費用 【処理原価＝汚水処理費÷有収水量】

処理原価(分流式控除前)・・・分流式下水道に要する経費として一般会計が負担する費用を控除する前の、有収水量1m³あたりに要する汚水処理費

経費回収率・・・汚水処理費に対する使用料による回収程度 【経費回収率＝下水使用料÷汚水処理費×100】

※平成26年度以前は法非適用事業のため、税込の数値を用いて単価を算出しており、単価の減少は、出納整理期間の無い打ち切り決算の影響です。

繰入金の推移

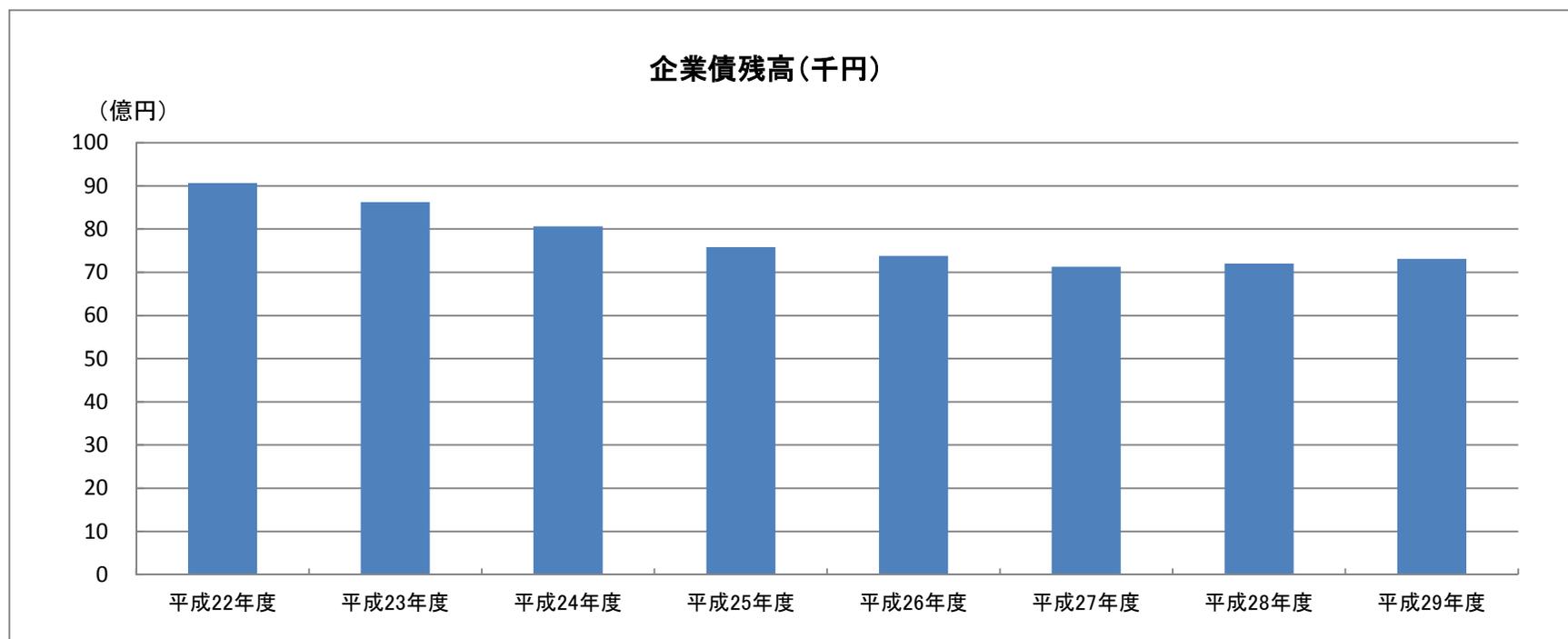


(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 →法適用	平成28年度	平成29年度
繰入金	835,440	849,167	811,590	767,115	734,081	656,604	553,188	526,134

※元金償還額の減少に合わせて、繰入金総額は減少傾向にあります。

企業債残高の推移



(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
企業債残高	9,067,692	8,626,451	8,066,358	7,581,712	7,379,550	7,129,653	7,202,565	7,309,241

企業債残高は、年々減少してきましたが、平成28年度から増加に転じ、平成29年度は前年度より1億667万円の増加となりました。また、平成37年度の概成に向けて建設事業を進めているため、平成30年度以降も増加していくことが見込まれます。

用語集

下水

下水道法第2条で、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう、と定義されている。

都市下水路

主として市街地において雨水を排除するためのもの。処理場を有しない。

汚水

下水道法の定義では、人間生活又は生産活動などの事業に起因して生ずる排水をいう。具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水等。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県。流域下水道に接続することによって、独自の終末処理場を有しないものを流域関連公共下水道（事業主体は原則として市町村）といい、流域下水道管理者に対し、流域下水道の建設費及び維持管理費の一部（流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金）を支払う。

全体計画

下水道について、それぞれ技術的に終末処理場や管渠、処理区域など全体的な計画で、下水道の全体像を示すもの。

都市計画決定

下水道について、終末処理場や管渠、処理区域などの個別具体的な計画で、都市計画法に基づき決定されたもの。

事業認可（都市計画法認可）

都市計画決定に基づき、数年のうちに下水道施設を整備する事業を行うための認可を得ること。

汚水人口普及率（普及率）

行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合。

水洗化率

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水进行处理している割合。

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。

企業債

地方公共団体が地方公営企業の建設・改良に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。

国庫補助金

下水道施設の整備にあたって国から交付されるお金。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されており、補助対象となる施設について規定されている。なお、補助率は、事業の種類、施設の種別によって異なり、また、年度によっても相違がある。

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制徴収債権として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。使用料は、基本料金と従量制の二部料金制が多く使われており、基本料金は、一定の排水量までの固定料金である。従量制は、大口使用者に対して排水を抑制する効果と生活排水を排出するための一般家庭への負担の配慮という観点から、使用料単価は、水道の使用水量（または井戸水）を基準に下水排水量が多くなるに従って、1 m³当たりの単価が高くなることをといる。

繰入金

一般会計から下水道事業の運営のために支出されるお金。公費で負担すべき経費等に充てられる費用（赤字補てん分を含む。）のこと。

雨水処理負担金

雨水処理に要する経費に充てられる費用のこと。

使用料単価

有収水量1立方メートルあたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。

汚水処理原価

有収水量1立方メートルあたりの汚水処理費であり、汚水処理費の水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。

維持管理費

事業の管理運営に要する経費。「人件費（職員給与費等）」及び「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の動力費、施設の補修費、委託費等）の合計額。

資本費

減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費

減価償却費

下水道施設（資産）の取得に伴う費用を一旦資産に計上した後、その金額を耐用年数にわたって規則的に分配する金額のこと。

受益者負担金

都市計画法に基づき、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務をいう。

長期前受金

償却資産の取得に伴う補助金・繰入金を負債として計上したもの、その後、減価償却に見合う分を順次収益化し戻入する。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。汚水だけが処理施設に流入し、雨水は雨水吐口から河川に排出される。

●各種割合

○汚水人口普及率（%）

処理区域内人口÷行政区域内人口×100

○水洗化率（%）

水洗便所設置済人口÷処理区域内人口×100

○有収率（%）

年間有収水量÷年間汚水処理量×100

○使用料単価（円/立法メートル）

使用料収入÷年間有収水量

○汚水処理原価（円/立法メートル）

汚水処理費 ÷ 年間有収水量

○汚水処理原価（円/立法メートル）〔維持管理費〕

汚水処理費（維持管理費） ÷ 年間有収水量

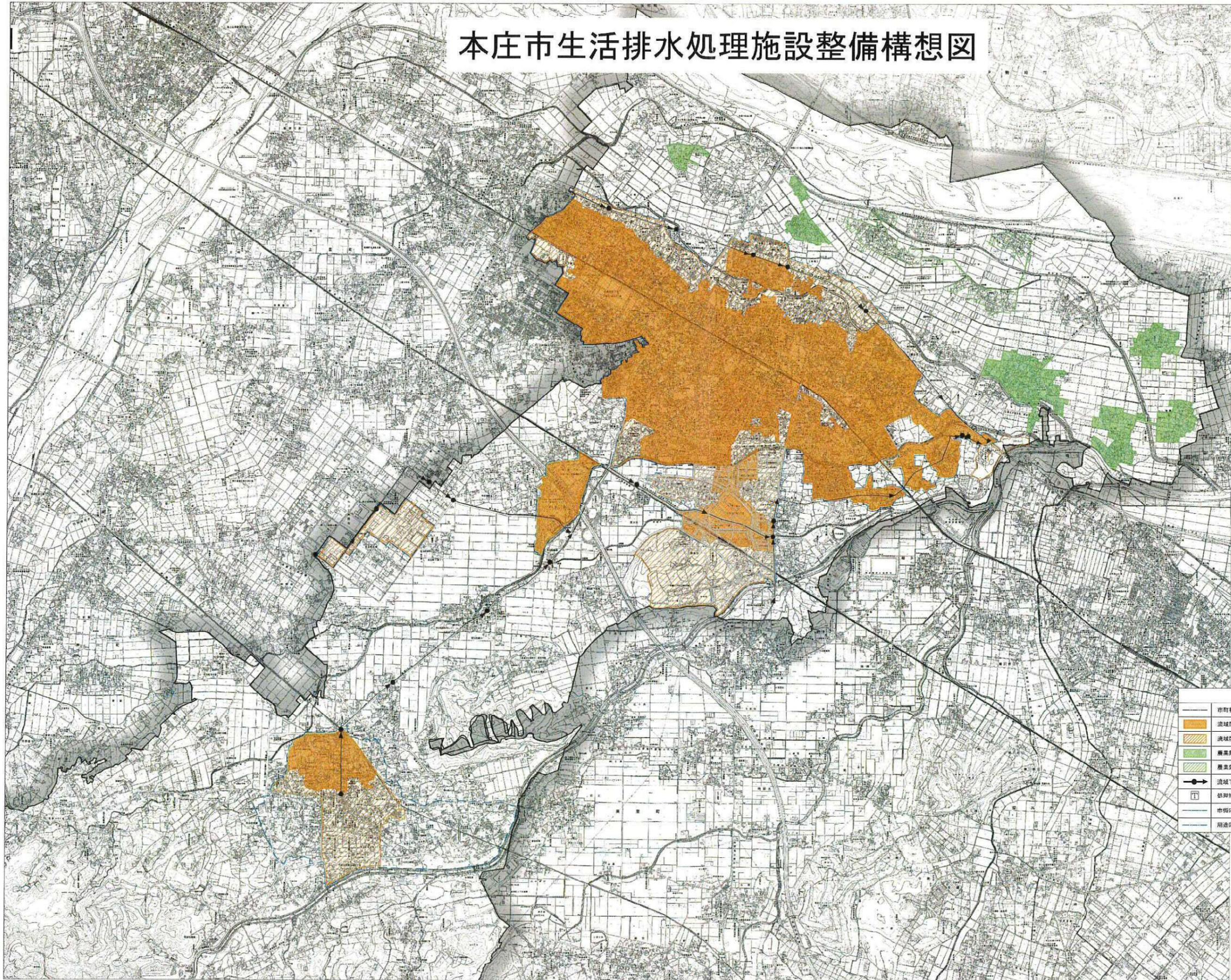
○汚水処理原価（円/立法メートル）〔資本費〕

汚水処理費（資本費） ÷ 年間有収水量

○経費回収率（%）

使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100

本庄市生活排水処理施設整備構想図



凡 例

	市町村界
	流域間連公共下水道整備区域 (仰光も含む) (概敷)
	流域間連公共下水道整備区域 (特環も含む) (計画 037まで)
	農業集落排水整備区域 (概敷)
	農業集落排水整備区域 (計画 037まで)
	流域下水道幹線及び接続点
	検知施設 (事業種別と同色)
	市街区域界
	用途区域界

図名	本庄市生活排水処理施設整備構想図 原簿シテ原簿委託	図面番号	1
縮尺		縮尺	1/15,000
図例	埼玉県本庄市	作成年月	

○本庄市下水道事業審議会条例

平成18年1月10日

条例第174号

改正 平成26年12月26日条例第27号

(設置)

第1条 本庄市下水道事業の円滑な運営を図るため、本庄市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が行う下水道事業に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条に規定する都市計画の決定(同法第21条に規定する都市計画の変更を含む。)区域内の自治会の代表者

(3) 識見を有する者

(4) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

本庄市規則第32号

本庄市下水道事業審議会規則

(趣旨)

第1条 本庄市下水道事業審議会条例(平成18年本庄市条例第174号)第8条の規定に基づき、本庄市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○本庄市下水道条例

平成18年1月10日

条例第173号

改正 平成19年9月28日条例第26号

平成20年12月26日条例第33号

平成24年12月28日条例第36号

平成25年12月27日条例第37号

(趣旨)

第1条 市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水、汚水、下水道、排水施設、公共下水道、流域下水道、終末処理場、排水区域及び処理区域とは、法第2条に規定するものをいう。
- (2) 排水設備及び義務者とは、それぞれ法第10条第1項に規定する排水設備及び同項に規定する義務を負う者をいう。
- (3) 管渠^{きよ}とは、排水管及び排水渠をいう。
- (4) 除害施設とは、法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (5) 特定事業場とは、法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (6) 使用者とは、下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (7) 水道及び給水装置とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。

(代理人の選定)

第3条 市長は、義務者が市内に居住しないとき、その他市長が必要と認めるときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人の選定を求めることができる。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、取付管その他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「取付管等」という。）に、雨水を排除すべき排水設備にあつては雨水を排除すべき取付管等に固着させること。

(2) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法によること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位ミリメートル）
150未満	100（勾配100分の2以上）
150以上300未満	125（勾配100分の1.7以上）
300以上500未満	150（勾配100分の1.5以上）
500以上	200（勾配100分の1.2以上）

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位ミリメートル）
200未満	100（勾配100分の2以上）
200以上400未満	125（勾配100分の1.7以上）
400以上600未満	150（勾配100分の1.5以上）
600以上1,500未満	200（勾配100分の1.2以上）
1,500以上	250（勾配100分の1以上）

（公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等）

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の新設等を行おうとするときは、次に定めるところによるものとする。

- （1） 汚水は汚水を排除すべき取付管等に、雨水は雨水を排除すべき取付管等に流入させるように設けること。
- （2） 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- （3） 陶器、コンクリート、塩化ビニールその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

（排水設備等の計画の確認）

第6条 排水設備又は前条の排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設備及び構造に関する法令の規定に適合することについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定により市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の検査）

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として規則で定めるところにより指定した業者でなければ、行うことができない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているもの)に限る。以下第10条の2第2項において同じ。)を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下

(7) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する基準とする。

(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

（除害施設の設置）

第10条 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 温度 45度未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(4) 糞^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、使用者の排除する下水の量が規則で定めるそれぞれの項目に関し、規則で定める量の範囲内であるときは、市長が特に必要とする場合を除き適用しない。

第10条の2 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはな

らないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2) 温度 45度未満

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下

(9) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下

(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道(当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 市長は、前項の規定にかかわらず、製造業又はガス供給業の用に供する施設から継続して次の各号のいずれかに定める基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者に対し、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認めるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、除害施設を設け、又は必要な措置をすることを命ずることができる。

- (1) 温度 40度未満
- (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき125ミリグラム未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき300ミリグラム未満
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム以下
- (7) 磷含有量 1リットルにつき20ミリグラム以下

3 前2項の規定は、使用者の排除する下水の量が規則で定めるそれぞれの項目に関し、規則で定める量の範囲内であるときは、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(除害施設の新設等の届出)

第11条 除害施設を新設、増設又は改築（以下「除害施設新設等」という。）を行おうとする者又は休止若しくは廃止をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 現に除害施設を設置している者で、当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設新設等工事完了の届出)

第11条の2 除害施設新設等又は構造の変更等を行った者は、当該工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第11条の3 第11条の規定による除害施設新設等の届出をした者から当該届出に係る除害施設の所有権又は使用の権利を承継した者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(除害施設等管理責任者の選任)

第11条の4 除害施設又は特定施設から排除される汚水の処理施設（以下「除害施設等」という。）の設置者は、除害施設等を設置した日から14日以内に除害施設等管理責任者（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。

2 除害施設等の設置者は、責任者を選任し、又は変更したときは、その日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 責任者の業務及び資格は、規則で定める。

(責任者の変更指示)

第11条の5 市長は、前条第3項に定める業務を怠った場合は、除害施設等の設置者に対し、責任者の変更を求めることができる。

(水質の測定等)

第11条の6 除害施設の設置者は、規則で定めるところにより、除害施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 市長は、公共下水道を管理するために必要と認めるときは、除害施設の設置者から前項に定める水質測定記録を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(し尿の排除の制限)

第12条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれを行わなければならない。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(区域外からの下水の流入)

第14条 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外又は処理区域外の下水を公共下水道に排除させることができる。

2 前項の規定により市長が下水を公共下水道に排除することを認めた者に対しては、この条例を適用する。

3 申請者は、取付管等の施設について検査が終了したときは、市に無償で譲渡するものとする。

(使用料の徴収)

第15条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第15条の2 使用料の額は、次条及び第15条の4に規定する汚水排除量の算定により、次に掲げる表の区分に応じ基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

用途	料率		料率	
	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般用	10立方メートルまで	800円	10立方メートルを超え	117円
			30立方メートルまでの分	
			30立方メートルを超え	130円
			50立方メートルまでの分	
50立方メートルを超え	143円			
100立方メートルまでの分				
			100立方メートルを超え	175円
			200立方メートルまで	

		での分	
		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	200円
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	225円
		1,000立方メートルを超える分	250円
浴場営業用	汚水排除量1立方メートルにつき		40円

備考 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場の用途で使用するものをいう。

(汚水排除量の算定)

第15条の3 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 市長は、前号の認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- (4) 使用者は、前号に定める装置を取り付けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。適正な管理を怠ったことにより、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。
- (5) 水道水と水道水以外の水とを併せて使用する場合は、水道水の使用水量と第2号に定める認定量又は第3号の規定により設置された計測装置により計測された水量を加えたものとする。

(6) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は休止し、若しくは廃止した場合の使用料は、使用日数が15日以上の場合は1か月とし、15日未満の場合は半月とする。

(特殊営業に係る污水排除量の算定等)

第15条の4 製氷業、醸造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する污水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した污水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申告書の内容を審査して、その使用者の排除した污水の量を算定するものとする。

(資料の提出)

第15条の5 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第16条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とする。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。
- (適用除外)

第17条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
- (行為の許可)

第18条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
 - (2) 物件の配置及び構造を表示した図面
- (許可を要しない軽微な変更)

第19条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて

設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（占有）

第20条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下この条において「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、占有許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 市は、前項の占有の許可を受けた者から本庄市道路占用料徴収条例（平成18年本庄市条例第160号）を準用して占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。

- （1） 公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件
- （2） 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占有物件
- （3） 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占有物件
- （4） 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

（原状回復）

第21条 前条第1項の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける目的を廃止したときは、当該占有物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の占有の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（手数料）

第21条の2 手数料は、次の区分により、その者から徴収する。

- (1) 指定下水道工事店証交付手数料 1件につき 2,000円
- (2) 指定下水道工事店証再交付手数料 1件につき 1,000円
- (3) 排水設備工事責任技術者証交付手数料 1件につき 1,000円
- (4) 排水設備工事責任技術者証再交付手数料 1件につき 500円
- (5) 諸証明交付手数料 1件につき 150円

(使用料等の減免)

第22条 市長は、公益上その他特別の事情があると認められるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の必要による取付管の新設等)

第23条 使用者は、特別の必要により取付管の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による取付管の新設等に要する費用は、使用者がその全部又は一部を負担しなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第25条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第7条第1項、第11条、第11条の2、第11条の3第2項、第11条の4第2項又は第13条の規定による届出を怠った者
- (3) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 第10条又は第10条の2の規定による除害施設の設置をしない者
- (5) 第11条の4又は第12条の規定に違反した者
- (6) 第11条の5又は第21条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (7) 第23条第1項の規定に違反して取付管の新設等の工事を実施した者
- (8) 第6条第1項、第11条の6第1項、第18条又は第23条の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文、第7条第1項、第11条、第11

条の6第2項又は第13条の規定による届出書の不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

- 2 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2項の過料を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の本庄市下水道条例（昭和57年本庄市条例第5号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年9月28日条例第26号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の第15条の2の規定は、施行日以後の算定に係る使用料について適用し、施行日前の算定に係る使用料については、なお従前の例による。
 - 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く使用者の平成21年4月及び5月の算定に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第16条の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

附 則（平成25年12月27日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第15条の2の規定は、施行日以後に徴収する使用料について適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から引き続き下水道を使用している場合で、第15条第2項本文の規定により平成26年4月及び5月に徴収する使用料並びに同項ただし書の規定により平成26年4月に徴収する使用料については、なお従前の例による。

○本庄市下水道条例施行規則

平成18年1月10日

規則第141号

改正 平成19年3月29日規則第16号

平成20年9月19日規則第35号

平成25年3月12日規則第2号

平成25年3月22日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市下水道条例（平成18年本庄市条例第173号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下水、汚水、下水道、排水施設及び公共下水道とは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条に規定するものをいう。

(2) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。

(3) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。

(4) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

(5) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(代理人の届出)

第3条 条例第3条の規定により代理人を選定した者は、代理人選定届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(排水設備の固着及び工事の実施方法)

第4条 条例第4条第2号の規定による排水設備を取付管等に固着させる箇所は、公道境界線に接し、かつ、義務者（条例第2条第2号に規定する者をいう。）が自己の土地内に設置したますの部分とする。ただし、特別の事由があるときは、市長の承認を受けこれによらないことができる。

2 排水設備等の工事の実施方法は、次のとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、市長の承認を受けこれによらないことができる。

(1) 汚水を排除するためのますは、インバートを設け、排水管は、ますの内壁に突き出ないようにさし入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面仕上げをすること。

(2) 雨水を排除するためのますは、底部に15センチメートル以上の泥だめを設け、排水管はますの内壁に突き出ないようにさし入れ、その周囲をモルタルで埋め、上塗り仕上げをすること。

(3) 水洗便所、浴室、台所等の汚水流出箇所には、トラップを取り付けること。この場合において、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

(4) 浴室・台所等の汚水流出口には、固形物の流下をとめるに有効な目幅をもったストレーナーを取り付けること。

(5) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

(6) ますは、排水管の内径及び埋設深度に応じ、排水管の清掃に支障のない大きさとする。

(7) 油脂類を多量に排水する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(8) 土砂を多量に排水する箇所には、沈砂装置を設けること。

(9) ディスポーザー（野菜くず等を粉碎して公共下水道に排除する装置）を使用する場合には、あらかじめ市長の指示を受けること。

3 排水設備を公共下水道に取り付ける管で市が管理する管は、排水面積が300平方メートル未満の場合にあつては、排水家庭1世帯ごとに1か所とし、排

水面積が300平方メートル以上の場合にあつては、300平方メートル増すごとに1か所を増加することができる。

4 排水管の土被は、公道内で75センチメートル以上、私道内で45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とする。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 条例第6条の規定による排水設備等の新設等の確認を受けようとする者は、排水設備新設等確認申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて工事着手日の5日前までに市長に提出しなければならない。この場合、土地、家屋の状況により数人共同して施設するときは、代表者を定め、代表者が申請しなければならない。

(1) 次に掲げる事項を表示した図面

ア 排水設備を設置し、又は改築しようとする土地(以下この条において「申請地」という。)の境界線

イ 申請地付近の道路及び公共下水道の配置

ウ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の配置並びに管渠、ます等の配置、形状、寸法及び勾配

エ 他人の排水設備を使用するときは、その他人の排水設備等の配置

オ スクリーン油脂止めの装置その他の除害施設、ポンプ施設又は防臭装置を設けるときはその配置

カ ディスポーザーを下水道に接続する場合には、構造性能を示した仕様書の写し、処理槽汚泥引抜維持管理が適切に行われることを確認できる書類(維持管理業務委託契約書等)の写しその他必要な書類

キ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 申請地の面積が1,000平方メートル以上であるときは、申請地の地表、勾配及び管渠の勾配を表示した縦断面図

(3) 他人の土地又は排水設備を使用しようとするときは、その承諾書

(4) 申請地付近の見取図

(5) 排水設備工事設計材料調書

(排水設備等の軽微な変更)

第6条 条例第6条第2項ただし書の排水設備等の軽微な変更は、次に掲げるものとし、条例第8条の軽微な工事は第2号に掲げるものとする。

(1) 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便所の大きさ、構造又は位置等の変更

(2) ストレーナー、トラップ等で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更

2 前項の変更の届出は、排水設備等変更(軽微な変更)届(様式第3号)によるものとする。

(排水設備等の工事の完了届)

第7条 条例第7条第1項の規定による工事が完了した旨の届出は、排水設備等完了届(様式第4号)によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定による検査済証(様式第5号)は、合格標識として、門戸等見やすい場所に掲示しなければならない。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 市の職員は、法第13条の規定により、排水設備等の調査、立会い、検査等を行うときは、身分証明書(様式第6号)を携帯しなければならない。

(除害施設の設置の特例)

第9条 条例第10条第2項の規則で定める項目及び量は、次の表に定めるとおりとする。

項目	量(1日当たり)
温度	30立方メートル未満
水素イオン濃度	
ノルマルヘキサン抽出物含有量	
よう 沃素消費量	50立方メートル未満

第9条の2 条例第10条の2第3項の規則で定める項目及び量は、次の表に定めるとおりとする。

項目	量(1日当たり)
----	----------

温度 水素イオン濃度 ノルマルヘキサン抽出物含有量	30立方メートル未満
生物化学的酸素要求量 浮遊物質量 窒素含有量 りん 磷含有量	50立方メートル未満

(除害施設の新設等の届出)

第10条 条例第11条の規定による除害施設の新設等の届出は、除害施設新設(使用)等届(様式第7号)によるものとし、除害施設の休止又は廃止の届出は、除害施設休止(廃止)届(様式第8号)によるものとする。

2 前項の届出は、除害施設新設等にあつては、当該除害施設の工事着手30日前までに届け出なければならない。

(除害施設の工事完了の届出)

第10条の2 条例第11条の2の規定による届出は、除害施設設置(構造の変更等)工事完了届(様式第8号の2)によってしなければならない。

(除害施設承継の届出)

第10条の3 条例第11条の3第2項の規定による届出は、除害施設承継届(様式第8号の3)によってしなければならない。

(責任者の選任等の届出)

第10条の4 条例第11条の4第2項の規定による届出は、除害施設等管理責任者選任(変更)届(様式第8号の4)によってしなければならない。

(責任者の業務及び資格)

第10条の5 条例第11条の4第3項に規定する責任者の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設等の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排出する排出水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設等の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。

(4) 除害施設等から発生する汚泥の処理及び処分に関すること。

2 条例第11条の4第3項に規定する責任者の資格は、当該工場、事業場及び研究機関等に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有すること。

(2) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第113条に規定する公害防止主任者の資格を有すること。

(3) 前号と同程度以上の講習を修了したこと。

3 前項に規定する除害施設等管理責任者の資格を有する者がいないときは、同項の規定にかかわらず、除害施設等の設置者の申請により、市長が承認した者を除害施設等管理責任者とみなす。除害施設等管理責任者とみなす期間は、市長の承認後初めて行われる前項第3号に規定する講習の修了するときまでとする。

4 前項の規定による承認を受けようとする者は、除害施設等管理責任者特認申請書（様式第8号の5）を市長に提出しなければならない。

（除害施設の設置者からの報告の徴収等）

第10条の6 条例第11条の6第1項の規定による水質の測定は、次の各号のいずれかによらなければならない。

(1) 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）による検定方法

(2) 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）による検定方法

2 測定の回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表右欄に掲げる回数とする。

水質の項目	測定の回数
温度	排水の期間中1日1回以上
水素イオン濃度	
生物化学的酸素要求量	14日を超えない排水の期間ごとに

浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物含有量 シアン含有量 アルキル水銀含有量 有機リン含有量 カドミウム含有量 鉛含有量 クロム（六価）含有量 砒素含有量 総水銀含有量 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1 回以上
その他	1 か月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上

3 除害施設の排水口ごとに、他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

4 水質の測定の結果は、除害施設水質測定記録表（様式第 8 号の 6）により記録し、5 年間保存しなければならない。

（使用開始等の届出）

第 11 条 条例第 13 条に規定する使用の開始、休止、廃止又は再開の届出は、公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（様式第 9 号）によるものとする。

（水道水の認定）

第 11 条の 2 条例第 15 条の 3 第 1 号ただし書に規定する認定は、水道水共同使用給水装置認定申請書（様式第 9 号の 2）により給水装置所有者の申請に基づき認定する。

（水道水以外の場合の使用水量）

第11条の3 条例第15条の3第2号に定める水道水以外の水を使用した場合の使用水量の認定は、次のとおりとする。

(1) 一般家庭用に使用する井戸水については、1世帯4人までは1人につき1か月5立方メートルとし、4人を超える場合は、1人増すごとに2立方メートルを加算した水量とする。

(2) 前号に定める井戸水が水道水と併用されている場合は、同号の量の2分の1とする。

(3) 一般家庭用以外に使用されるものについては、人員、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮してその使用水量を認定する。

(4) 計測のための装置を取り付けた場合は、その装置により測定された水量とする。

2 前項の規定により認定された者は、算定の基礎となった事項に異動を生じたときは、遅滞なく届け出て再認定を受けなければならない。

(排除汚水量の申告)

第11条の4 条例第15条の4第1項に規定する申告は、排除汚水量認定申告書(様式第9号の3)によってしなければならない。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第12条 条例第16条第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

- 2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第13条 重要な排水施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。
- 2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除に支障が生じないように講ずる措置）

第14条 条例第16条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{とろ}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

（排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値）

第15条 条例第16条第6号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

（行為の許可申請等）

第16条 条例第18条に規定する申請書は、行為の許可申請書（様式第10号）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、行為の許可決定通知書（様式第11号）により通知する。

（占用許可申請）

第17条 条例第20条第1項の規定による占用許可の手続は、本庄市道路占用規則（平成18年本庄市規則第127号。以下「占用規則」という。）を準用する。

（原状回復）

第18条 条例第21条の規定により占用期間が満了したとき、又は占用を廃止しようとするときは、5日前までに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

2 前項の届出は、占用規則を準用する。

（使用料等の減免）

第19条 条例第22条の規定により使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書（様式第12号）によりその都度申請しなければならない。ただし、下水道使用料については、当該年度においてした申請による減額又は免除は、その年度内効力を有する。

2 使用料等の減額又は免除を受けた者は、その減額又は免除の理由が消滅したときは遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 市長は、使用料等を減額又は免除したときは、その旨を申請者に下水道使用料等減免決定通知書（様式第13号）により通知する。

4 使用料等の減額又は免除は、次に掲げるものとする。

- (1) 天災又はこれに類する災害を受け、使用料等を納付することが困難であると認められる場合
- (2) 生活困窮者で、使用料等を納付することが困難であると認められる場合
- (3) その他公益上特別の事情があると認めた場合
(特別の必要による取付管の新設等)

第20条 条例第23条第1項の規定による取付管の新設等を行おうとする者は、取付管新設等申請書(様式第14号)に平面図、断面図等を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を許可したときは、取付管新設等許可書(様式第15号)により当該申請者に通知する。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の本庄市下水道条例施行規則(昭和57年本庄市規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月29日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成25年3月12日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

水道料金・下水道使用料早見表(2か月分)口径13mm

水量(m ³)	水道料金 (税抜)	水道料金 (8%税込)	下水道使用料 (税抜)	下水道使用料 (8%税込)	合計 (8%税込)
0~20	1,360	1,468	1,600	1,728	3,196
21	1,465	1,582	1,717	1,854	3,436
22	1,570	1,695	1,834	1,980	3,675
23	1,675	1,809	1,951	2,107	3,916
24	1,780	1,922	2,068	2,233	4,155
25	1,885	2,035	2,185	2,359	4,394
26	1,990	2,149	2,302	2,486	4,635
27	2,095	2,262	2,419	2,612	4,874
28	2,200	2,376	2,536	2,738	5,114
29	2,305	2,489	2,653	2,865	5,354
30	2,410	2,602	2,770	2,991	5,593
31	2,515	2,716	2,887	3,117	5,833
32	2,620	2,829	3,004	3,244	6,073
33	2,725	2,943	3,121	3,370	6,313
34	2,830	3,056	3,238	3,497	6,553
35	2,935	3,169	3,355	3,623	6,792
36	3,040	3,283	3,472	3,749	7,032
37	3,145	3,396	3,589	3,876	7,272
38	3,250	3,510	3,706	4,002	7,512
39	3,355	3,623	3,823	4,128	7,751
40	3,460	3,736	3,940	4,255	7,991
41	3,565	3,850	4,057	4,381	8,231
42	3,670	3,963	4,174	4,507	8,470
43	3,775	4,077	4,291	4,634	8,711
44	3,880	4,190	4,408	4,760	8,950
45	3,985	4,303	4,525	4,887	9,190
46	4,090	4,417	4,642	5,013	9,430
47	4,195	4,530	4,759	5,139	9,669
48	4,300	4,644	4,876	5,266	9,910
49	4,405	4,757	4,993	5,392	10,149
50	4,510	4,870	5,110	5,518	10,388
51	4,615	4,984	5,227	5,645	10,629
52	4,720	5,097	5,344	5,771	10,868
53	4,825	5,211	5,461	5,897	11,108
54	4,930	5,324	5,578	6,024	11,348
55	5,035	5,437	5,695	6,150	11,587
56	5,140	5,551	5,812	6,276	11,827
57	5,245	5,664	5,929	6,403	12,067
58	5,350	5,778	6,046	6,529	12,307
59	5,455	5,891	6,163	6,656	12,547
60	5,560	6,004	6,280	6,782	12,786
61	5,665	6,139	6,410	6,922	13,061
62	5,810	6,274	6,540	7,063	13,337
63	5,935	6,409	6,670	7,203	13,612
64	6,060	6,544	6,800	7,344	13,888
65	6,185	6,679	6,930	7,484	14,163
66	6,310	6,814	7,060	7,624	14,438
67	6,435	6,949	7,190	7,765	14,714
68	6,560	7,084	7,320	7,905	14,989
69	6,685	7,219	7,450	8,046	15,265
70	6,810	7,354	7,580	8,186	15,540
71	6,935	7,489	7,710	8,326	15,815
72	7,060	7,624	7,840	8,467	16,091
73	7,185	7,759	7,970	8,607	16,366
74	7,310	7,894	8,100	8,748	16,642
75	7,435	8,029	8,230	8,888	16,917

◎本表は早見表のため水量によっては1円単位で誤差が生じる場合があります。

≪水道料金算出方法≫

◆口径別加算金

(口径20mm以上は早見表の税抜の額に下記の金額を加算して下さい)

20mm	620円
25mm	880円
30mm	3,640円
40mm	8,640円
50mm	13,640円
75mm	23,640円
100mm	36,140円
150mm以上	73,640円

●2か月分水道料金算出表(税抜)

※支払額は消費税を加算して下さい。

料金:X 水量:W

21~60m ³	X=W×105-740
61~100m ³	X=W×125-1,940
101~200m ³	X=W×150-4,440
201~400m ³	X=W×170-8,440
401m ³ 以上	X=W×190-16,440

≪下水道使用料算出方法≫

●2か月分下水道使用料算出表(税抜)

※支払額は消費税を加算して下さい。

料金:X 水量:W

21~60m ³	X=W×117-740
61~100m ³	X=W×130-1,520
101~200m ³	X=W×143-2,820
201~400m ³	X=W×175-9,220
401~1,000m ³	X=W×200-19,220
1,001~2,000m ³	X=W×225-44,220
2,001m ³ 以上	X=W×250-94,220

※井戸水のみを使用している場合

水量は4人までの世帯は1人10m³で計算。

4人を超えると1人4m³を加算する。

もしくは、計測器を設置する。

※水道水と井戸水を使用している場合

上水道使用水量に井戸水分として

上記の1/2の水量を加算する。

もしくは、計測器を設置する。

水道料金・下水道使用料早見表(2か月分)口径13mm

水量(m ³)	水道料金 (税抜)	水道料金 (8%税込)	下水道使用料 (税抜)	下水道使用料 (8%税込)	合計 (8%税込)
76	7,560	8,164	8,360	9,028	17,192
77	7,685	8,299	8,490	9,169	17,468
78	7,810	8,434	8,620	9,309	17,743
79	7,935	8,569	8,750	9,450	18,019
80	8,060	8,704	8,880	9,590	18,294
81	8,185	8,839	9,010	9,730	18,569
82	8,310	8,974	9,140	9,871	18,845
83	8,435	9,109	9,270	10,011	19,120
84	8,560	9,244	9,400	10,152	19,396
85	8,685	9,379	9,530	10,292	19,671
86	8,810	9,514	9,660	10,432	19,946
87	8,935	9,649	9,790	10,573	20,222
88	9,060	9,784	9,920	10,713	20,497
89	9,185	9,919	10,050	10,854	20,773
90	9,310	10,054	10,180	10,994	21,048
91	9,435	10,189	10,310	11,134	21,323
92	9,560	10,324	10,440	11,275	21,599
93	9,685	10,459	10,570	11,415	21,874
94	9,810	10,594	10,700	11,556	22,150
95	9,935	10,729	10,830	11,696	22,425
96	10,060	10,864	10,960	11,836	22,700
97	10,185	10,999	11,090	11,977	22,976
98	10,310	11,134	11,220	12,117	23,251
99	10,435	11,269	11,350	12,258	23,527
100	10,560	11,404	11,480	12,398	23,802
110	12,060	13,024	12,910	13,942	26,966
120	13,560	14,644	14,340	15,487	30,131
130	15,060	16,264	15,770	17,031	33,295
140	16,560	17,884	17,200	18,576	36,460
150	18,060	19,504	18,630	20,120	39,624
160	19,560	21,124	20,060	21,664	42,788
170	21,060	22,744	21,490	23,209	45,953
180	22,560	24,364	22,920	24,753	49,117
190	24,060	25,984	24,350	26,298	52,282
200	25,560	27,604	25,780	27,842	55,446
210	27,260	29,440	27,530	29,732	59,172
220	28,960	31,276	29,280	31,622	62,898
230	30,660	33,112	31,030	33,512	66,624
240	32,360	34,948	32,780	35,402	70,350
250	34,060	36,784	34,530	37,292	74,076
260	35,760	38,620	36,280	39,182	77,802
270	37,460	40,456	38,030	41,072	81,528
280	39,160	42,292	39,780	42,962	85,254
290	40,860	44,128	41,530	44,852	88,980
300	42,560	45,964	43,280	46,742	92,706
350	51,060	55,144	52,030	56,192	111,336
400	59,560	64,324	60,780	65,642	129,966
450	69,060	74,584	70,780	76,442	151,026
500	78,560	84,844	80,780	87,242	172,086
1,000	173,560	187,444	180,780	195,242	382,686
2,000	363,560	392,644	405,780	438,242	830,886
5,000	933,560	1,008,244	1,155,780	1,248,242	2,256,486

下水道使用料(1ヶ月分)

区 分	汚 水 量	使 用 料
一般	10 ^{m³} まで	基本料金 800円
	10 ^{m³} を超え 30 ^{m³} まで	1 ^{m³} につき 117円
	30 ^{m³} を超え 50 ^{m³} まで	130円
	50 ^{m³} を超え 100 ^{m³} まで	143円
	100 ^{m³} を超え 200 ^{m³} まで	175円
	200 ^{m³} を超え 500 ^{m³} まで	200円
	500 ^{m³} を超え 1,000 ^{m³} まで	225円
	1,000 ^{m³} を超えるもの	250円
浴場営業用	1 ^{m³} につき	40円

上記金額に消費税がかかります。

公共下水道事業説明会次第

日時 平成30年8月30日(木)

午後7時

場所 児玉総合支所 エントランスホール

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 概要説明
 - ① 管路工事について
 - ② 宅内工事について
 - ③ 下水道事業受益者負担金について
 - ④ 下水道使用料について
 - ⑤ その他(水道課からのお知らせ)
- 4 質疑応答
- 5 閉会

(個別質問等)

- 個別の質問には、各業務担当がご説明します。
- 取付管の設置希望箇所が決まっている等、工事に関することは工事担当にご相談ください。

説明会資料

土地所有者(権利継承者等を含む)
並びに関係者の皆さまへ

本庄市の公共下水道

—快適で住みよい街づくりを目指して—



本庄市の市章

本庄の「本」をモチーフに上の赤が活力・情熱、
中心の緑が農地・山林、青が利根川を表現している

本庄市役所 上下水道部 下水道課
電話：0495-25-1146(業務係直通)
電話：0495-25-1147(工務係直通)
FAX：0495-25-1145(共通番号)

公共下水道に接続すると

排水の多くは、単独浄化槽や汲み取り方式で処理されています。

この方式では、公共下水道などの集合処理と比べて全ての排水が処理されず、し尿を除いた家庭用雑排水が排水路へ放流されるため、悪臭や蚊等の害虫が発生します。

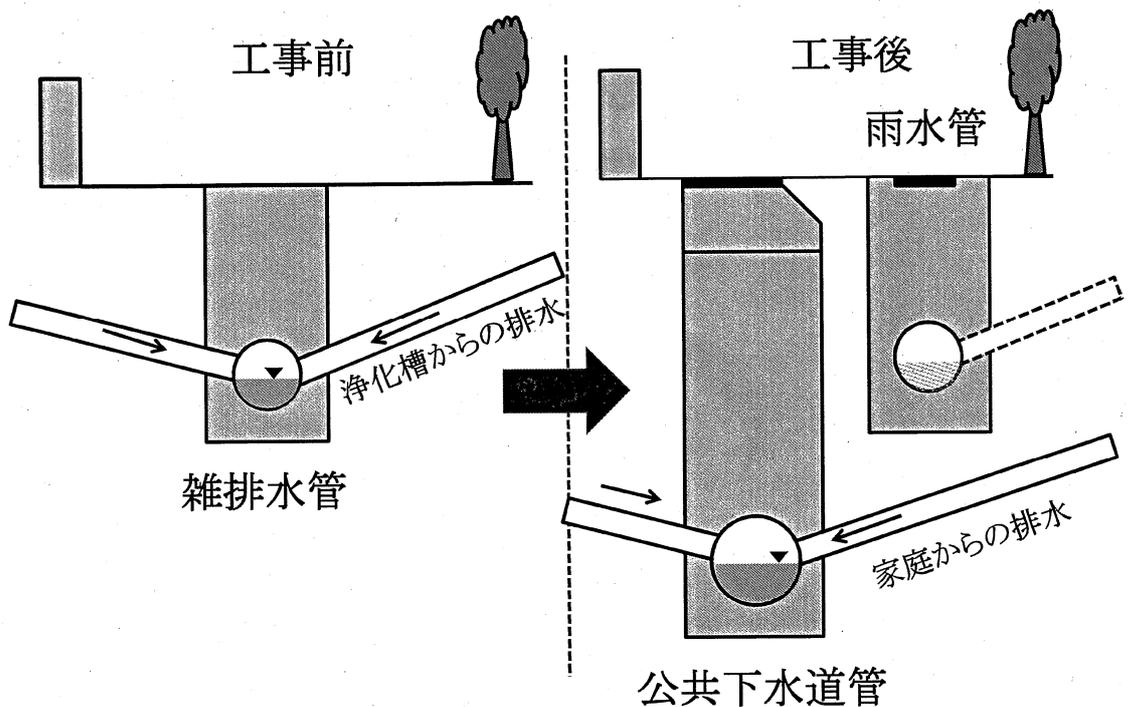
公共下水道に接続すると、雨水を除く家庭から出る全ての排水を流すことができます。

このことから、衛生的な環境にすることができます。

また、浄化槽の定期的なメンテナンス費用

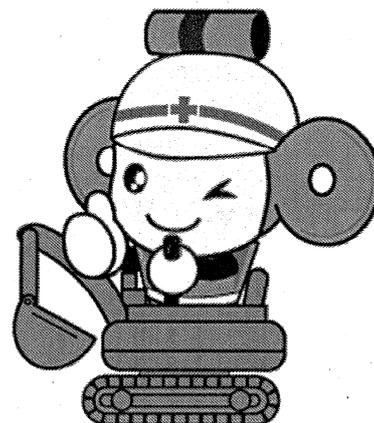
(法定検査1回・水質検査3回、汲取り、電気料金が、5～7人槽で年間約5万円前後)が削減されますが、排水の処理費用として下水道使用料を頂くこととなります。

公共下水道に接続すると (イメージ図)



※将来は雨水管として利用します

管路工事について



工事概要

公共下水道污水管渠築造工事(児玉30-1工区)

施工業者: 内藤建設工業 株式会社

工事着手: 9月中旬 ~ 平成31年3月末まで

公共下水道污水管渠築造工事(児玉30-2工区)

施工業者: 入札中

工事着手: 10月上旬 ~ 平成31年3月末まで

工事時間帯: 午前8時30分~午後5時00分まで

休 工 日: 日曜日・祝日

(状況により、工事を行う場合があります。)

工事概要

公共下水道汚水マンホールポンプ築造工事
(児玉30-3工区)

施工業者：発注手続き中

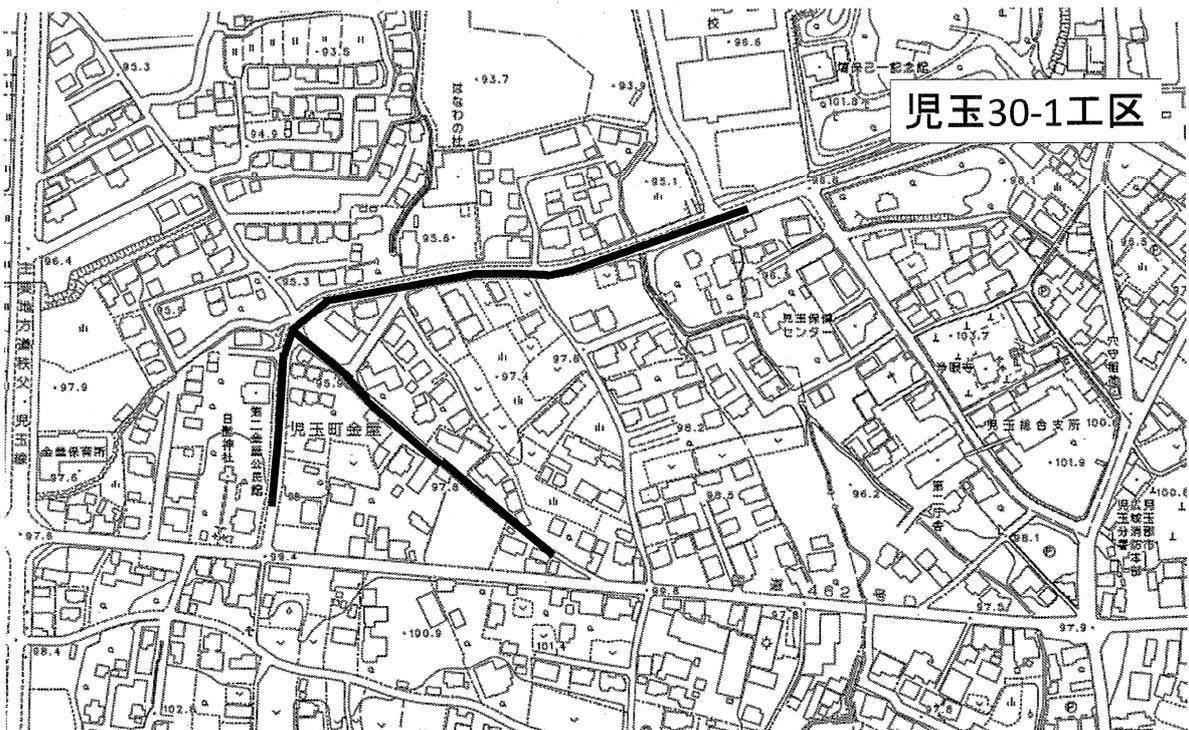
工事着手：10月中旬～平成31年3月末まで

工事時間帯：午前8時30分～午後5時00分まで

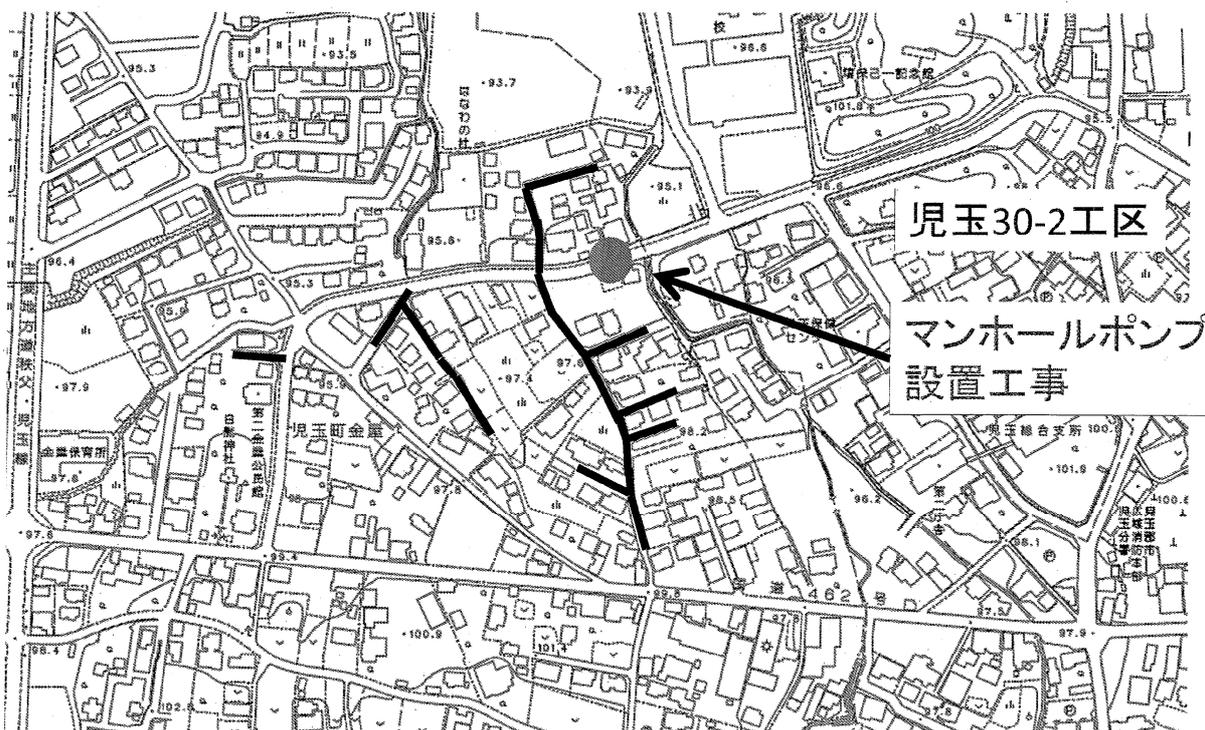
休 工 日：日曜日・祝日

(状況により、工事を行う場合があります。)

平成30年度工事箇所



平成30年度工事箇所



交通規制について

県道・(歩道) ⇒ **通行止め**

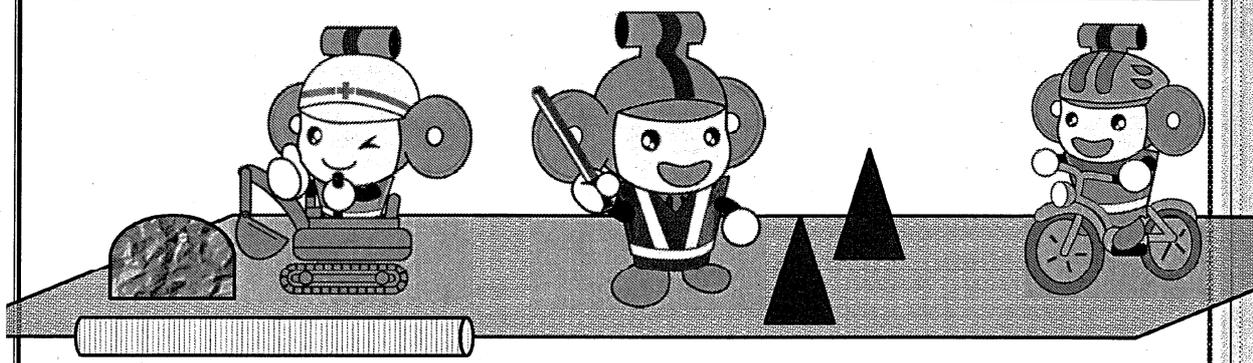
※歩行者・自転車は通行可

住宅地内の道路 (市道) ⇒ **全面通行止め**

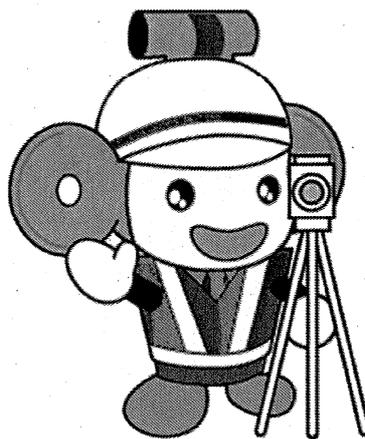
※歩行者・自転車は通行不可

家の前を施工するときは、事前にお知らせします。

交通誘導員等の案内に従って通行をお願いします。



環境事前調査について



環境事前調査とは

○下水道工事開始前に皆様の自宅やブロック塀等の亀裂・破損の有無、傾き等の調査を行います。

○調査対象は、工事箇所近接した家屋やブロック等となり、事前に市役所から対象となる方にお知らせ致します。

○調査方法は、宅内と敷地内にあるブロック等の現況状況を、調査会社職員と所有者の方との立会いにて調査確認する作業となります。

業務概要

環境事前調査業務委託(児玉30-1関連)

施工業者: 井田起業 株式会社

業務着手: 9月上旬 ~ 平成31年1月末まで

環境事前調査業務委託(児玉30-2関連)

施工業者: 発注準備中

業務着手: 10月上旬 ~ 平成31年1月末まで

調査時間帯: 午前8時30分~午後5時00分まで

調査日: 月曜日~土曜日

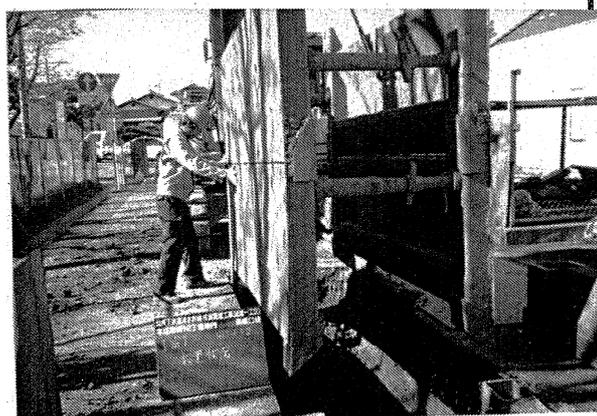
(地権者様のご都合で日曜・祭日に行う場合があります。)

工事の説明

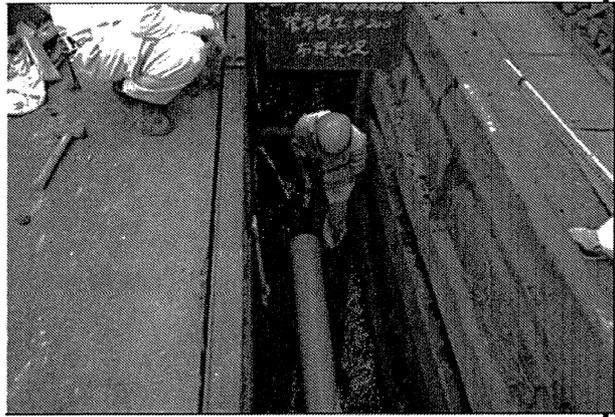
○道路を掘ったり、埋めたり
を繰り返しながら、
下水道管を設置していきます。



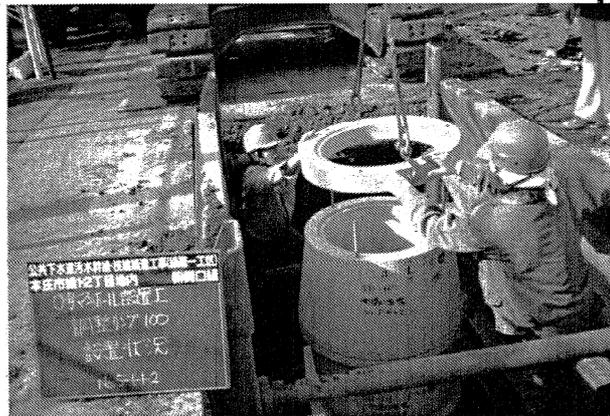
○安全対策のため、
土留め用の壁板を入れていきます。



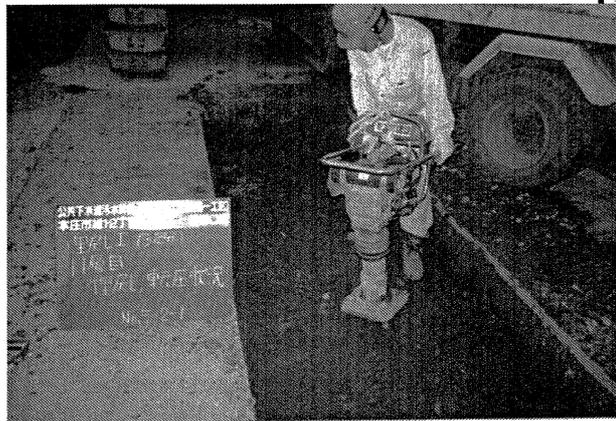
○掘り終わると、次に
下水道管（塩ビ管）
を布設していきます。



○ところどころに、下水道管の
点検や清掃などのために
マンホールを設けます。



○管の設置が終わったら
元どおりに埋めて踏み固め
ます。



○それぞれの土地（家屋）
から下水を流すための
取付管を本管と土地の間に埋設
します。
（事前に立会いをして
位置を決めます）
境界線から宅地内へ50セ
ンチ埋設します。

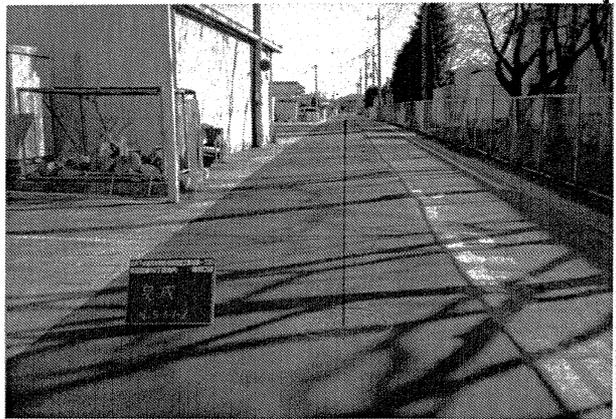


○最後に仮舗装をして完了です。

次の年に本舗装を行います。

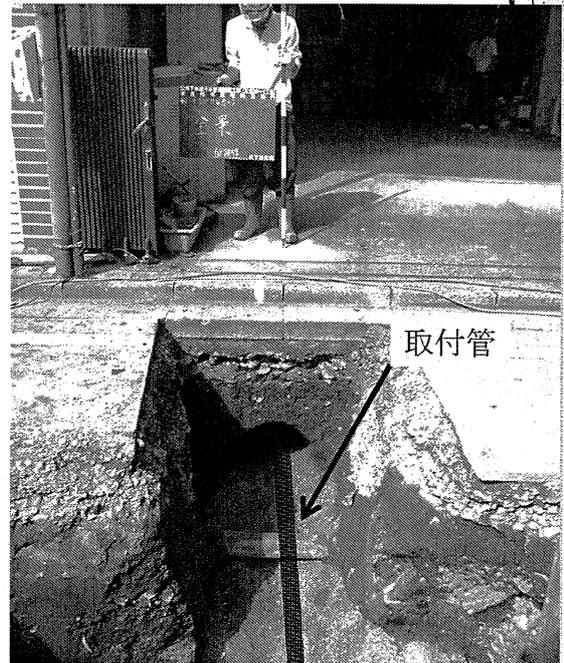


○工事中は、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします



取付管について

- 宅地内の排水を下水道本管に流すための管です。
- 本庄市が施工し管理します。
(最終ますから宅地側は個人管理)
- 道路から敷地内へ50cm程のところまで、延ばしていきます。
- 土地の大きさに応じた本数を設置することができます。
(基準を超える本数を設置する場合個人負担となります。)



施工写真

現在の排水方法と問題点について

①合併浄化槽

宅地内の排水を全て浄化槽で処理する方法
定期点検やメンテナンスを怠ると河川の水質悪化や悪臭の原因となる。

②単独浄化槽

トイレからの排水を浄化槽で処理する方法
台所、風呂等の排水は直接側溝へ放流され、河川の水質悪化や悪臭の原因となっている

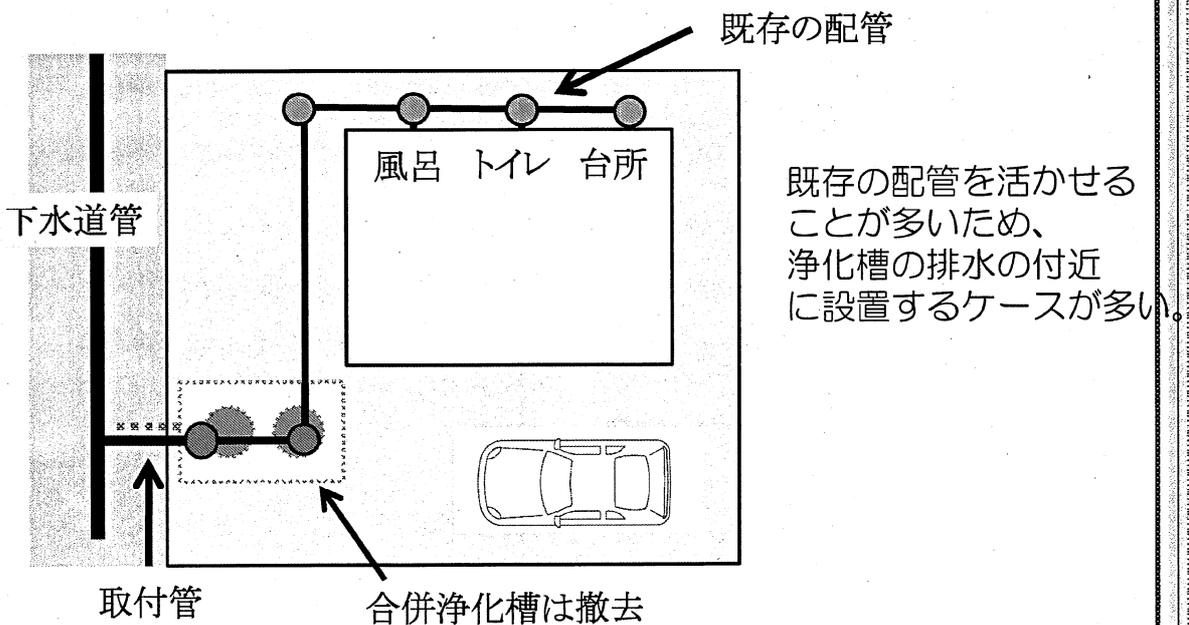
③汲み取り

トイレの排水をバキューム車で汲み取り処理施設で処理する方法

取付管設置位置の例

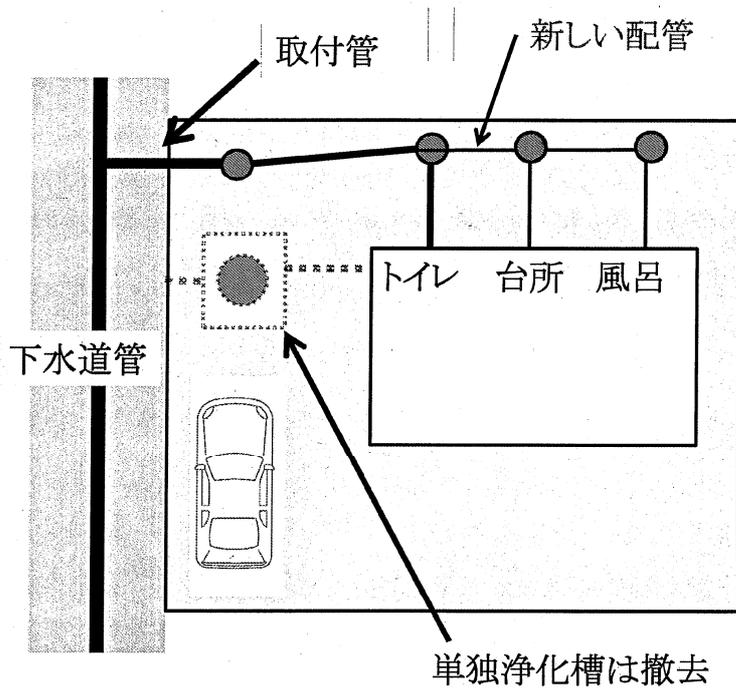
①合併浄化槽が設置してある場合

下水接続後イメージ



取付管設置位置の例

② 単独浄化槽が設置してある場合



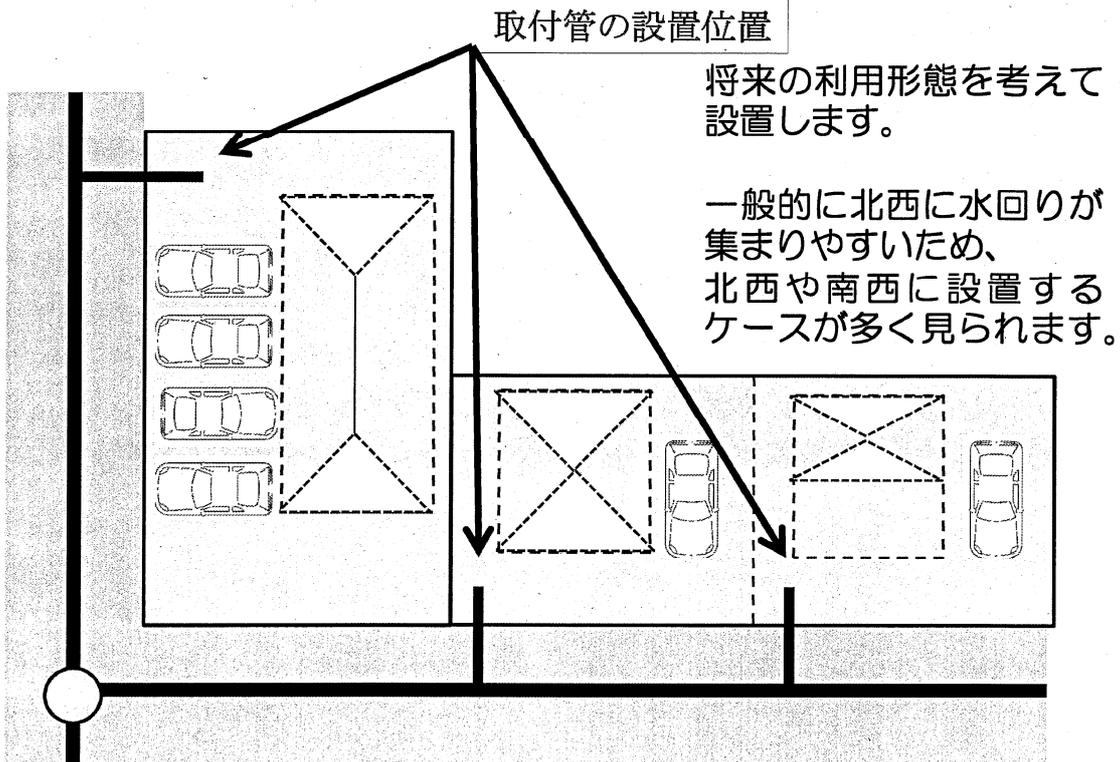
下水接続後イメージ

トイレも台所もまとめて
下水道へ排水します。

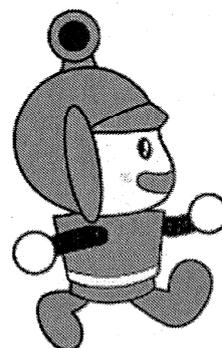
水回りの集まっている付
近に取付管を設置します。

取付管設置位置の例

③ 現在家屋が無い場合(畑、駐車場等)



宅地内工事について



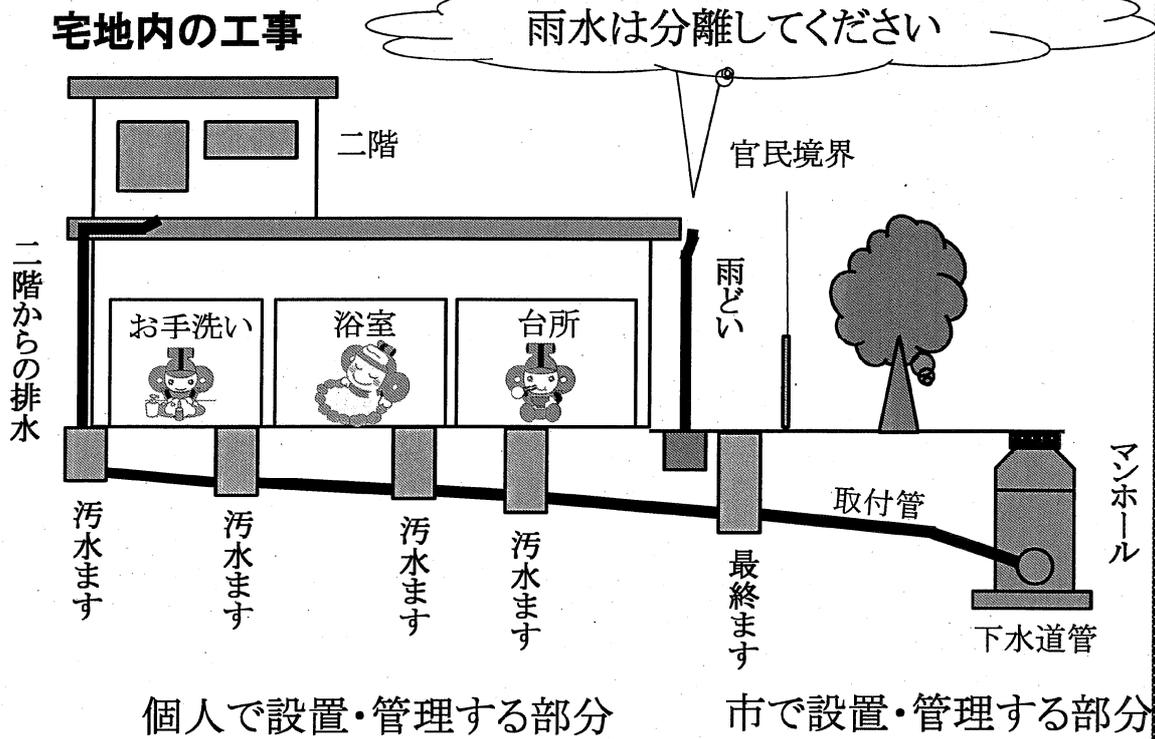
①いつごろから、下水を流せるようになるのか

平成31年3月に工事終了となるため、平成31年4月からの使用開始が可能となります。

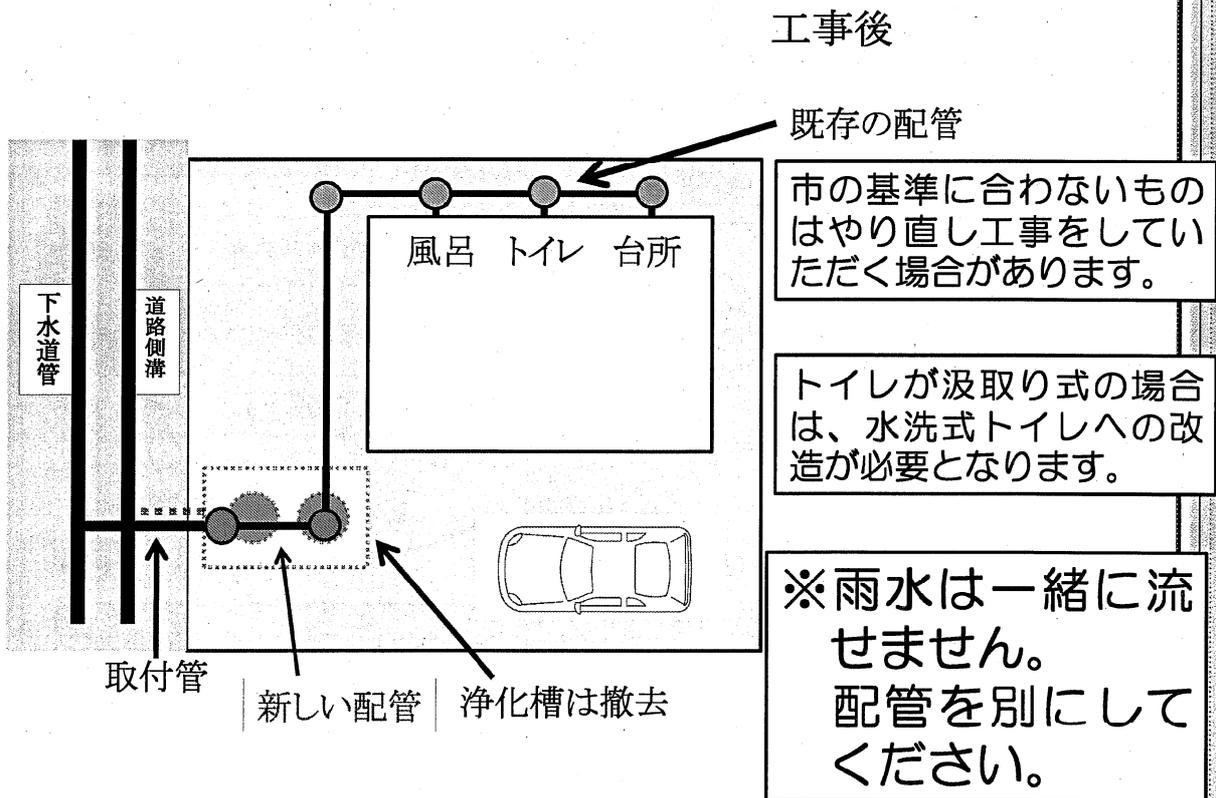
②下水道に接続すると……

汲み取り式のトイレや浄化槽を使用している宅地などは、別図のような方法で直接、下水道へ流せるようになります。

②下水道に接続すると……



③宅地内工事のイメージ



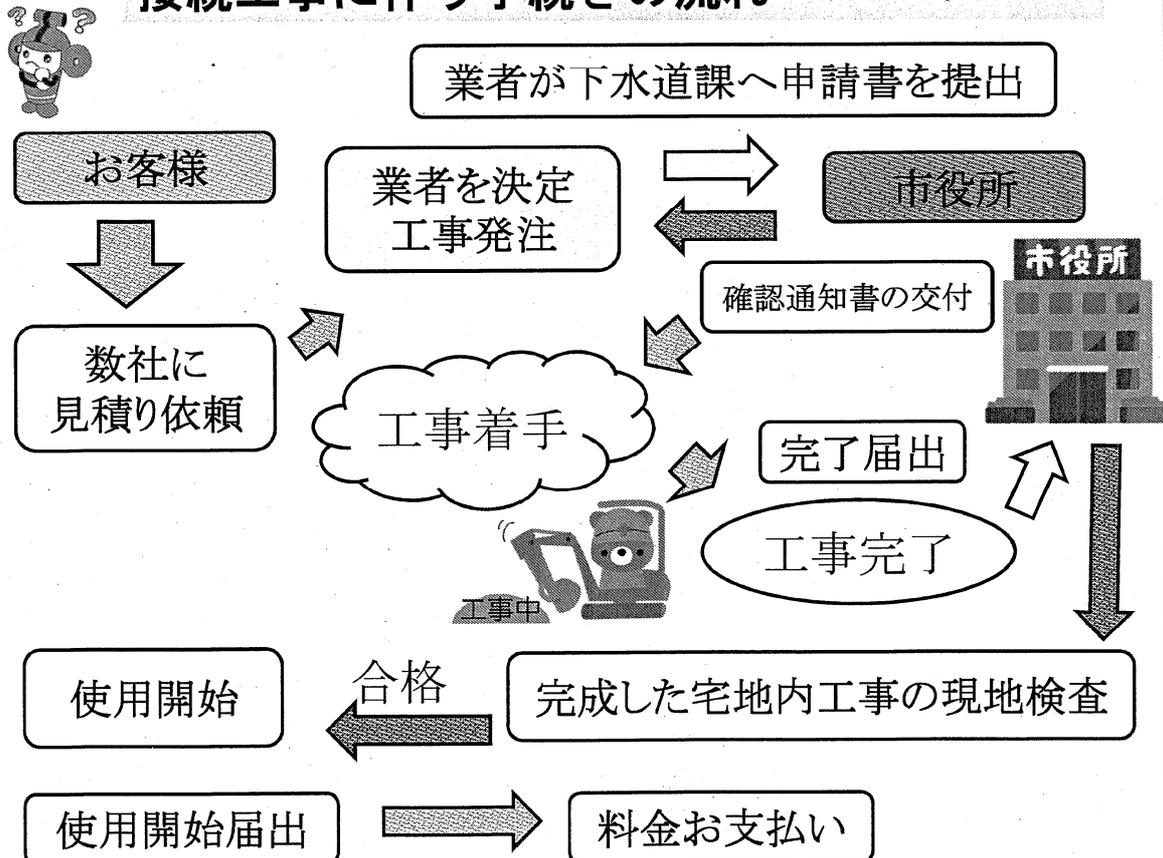
④接続時期は

本管が整備された地区は、公共下水道に接続していただく
なくてなりません。

下水道接続についても下水道法で「遅滞なく」という表現に
なっております。
「遅滞なく」とは概ね1年以内に接続してくださいということです。

★汲み取り式については、下水道法で「3年以内に水洗式に
改造しなければならない」となっています。

接続工事に伴う手続きの流れ



⑤宅地内の工事費は

宅地内の工事費はすべて自己負担になります。
どのくらいの費用がかかるのかは、本庄市が指定した「指定下水道工事店」に見積もりを依頼してください。

できる限り、複数の業者から見積りを取り、ご検討ください。
その際、見積りが無料か有料かをご確認ください。

★悪質な業者訪問することがあります。「本庄市指定下水道工事店」かどうかは下水道課にお問い合わせください。

本庄市「指定下水道工事店」は、市内・市外併せて150店舗以上あります。



宅内の工事費用や取付管の位置に困ったら・・・

見積もり依頼の注意点

- なるべく複数の業者へ依頼してください
- 見積りが無料でしてもらえるか確認してください

・知り合いの水道設備業者(本庄市指定店)に相談

・家を購入したときのハウスメーカーに相談

相談することをおすすめします



⑥工事費用については、融資斡旋制度を利用することができます。(1/2)

この制度は償還完了後に市が本人に対して利子を補給するという制度です。

融資の条件は以下のとおりです。

(1) 融資額

改造工事1件につき5万円以上50万円まで。

(2) 利率

市長が指定金融機関と協議して定めるところによる。

(3) 償還期限及び償還方法

融資を受けた月の翌日から36か月以内に元利均等の方式により月賦償還する。ただし、繰上償還できるものとする。

⑥工事費用については、融資斡旋制度を利用することができます。(2/2)

(4) 利子補給

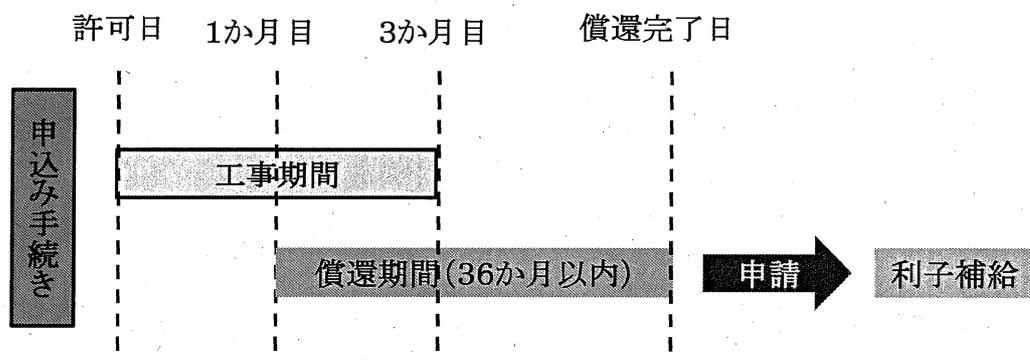
供用開始日から2年9か月以内の申込み、かつ、3年以内に工事が完了したものは、償還完了までの利子相当額を補給します。ただし、供用開始から2年9か月を超えて申込みをしたものについては、補給額は利子相当額の半額となります。

★平成30年3月1日時点の利率は0.95% (日本銀行HPより抜粋)

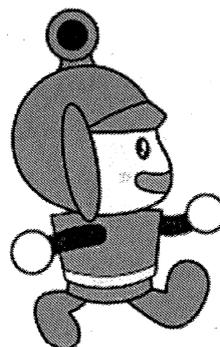


⑥利子補給（イメージ図）

36か月での償還をした場合の例



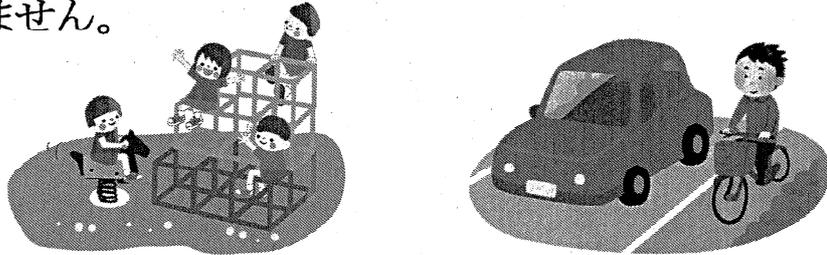
受益者負担金について



①受益者負担金制度とは

公共下水道を利用できるようになった地域の方(受益者)から、負担の公平を図る意味から建設費の一部をご負担していただく制度です。

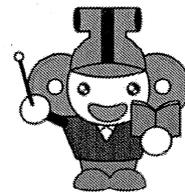
下水道は道路や公園のように不特定多数の人が利用するものではありません。



建設費を全て税金でまかなうことは、利用できない方にも負担していただくことになり、公平性を欠いてしまうこととなります。

そこで、下水道を利用できる方に下水道の建設費用の一部としてご負担していただくのが、下水道事業受益者負担金制度というものです。

下水道事業費の内訳イメージ図



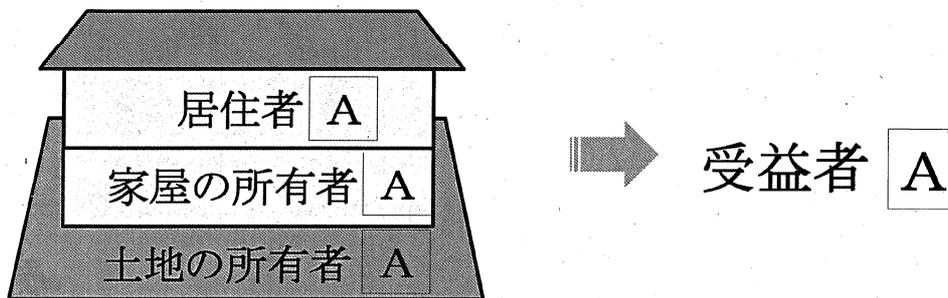
- 国の補助金
- 市費
- 受益者負担金

②負担金を納めていただく人（受益者）について

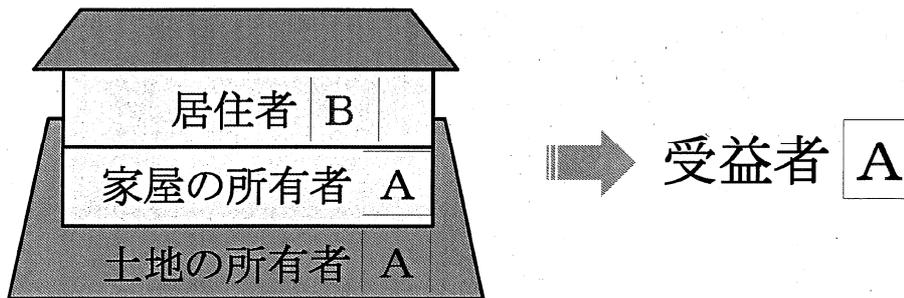
下水道を整備する土地の所有者です。ただし、その土地に地上権、質権、使用貸借又は、賃貸借による権利を長期間にわたって定めている場合は、それぞれの権利者となります。

借家人、一時利用者（駐車場・資材置き場などとして借りている人）は、受益者になりません。

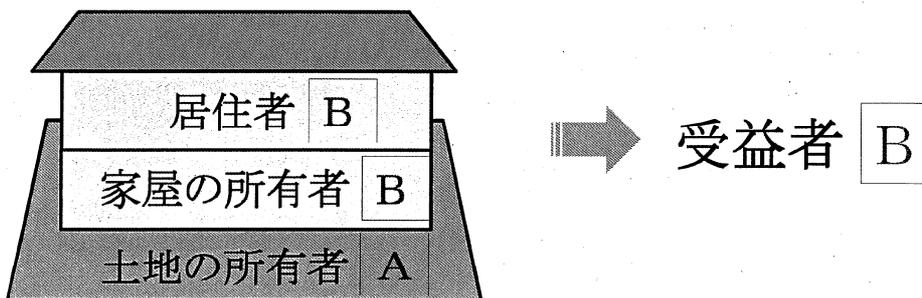
1. 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合



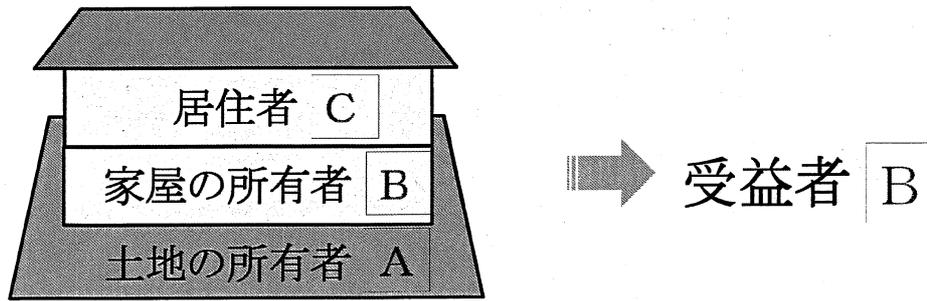
2. 賃貸、アパート、間借り等をしている場合



3. 借地の上に、自分の家を建てて住んでいる場合

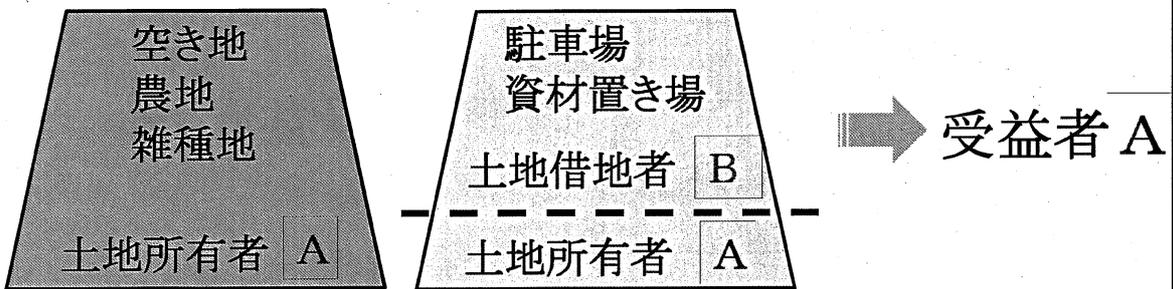


4. 借地にアパート等を建てている場合

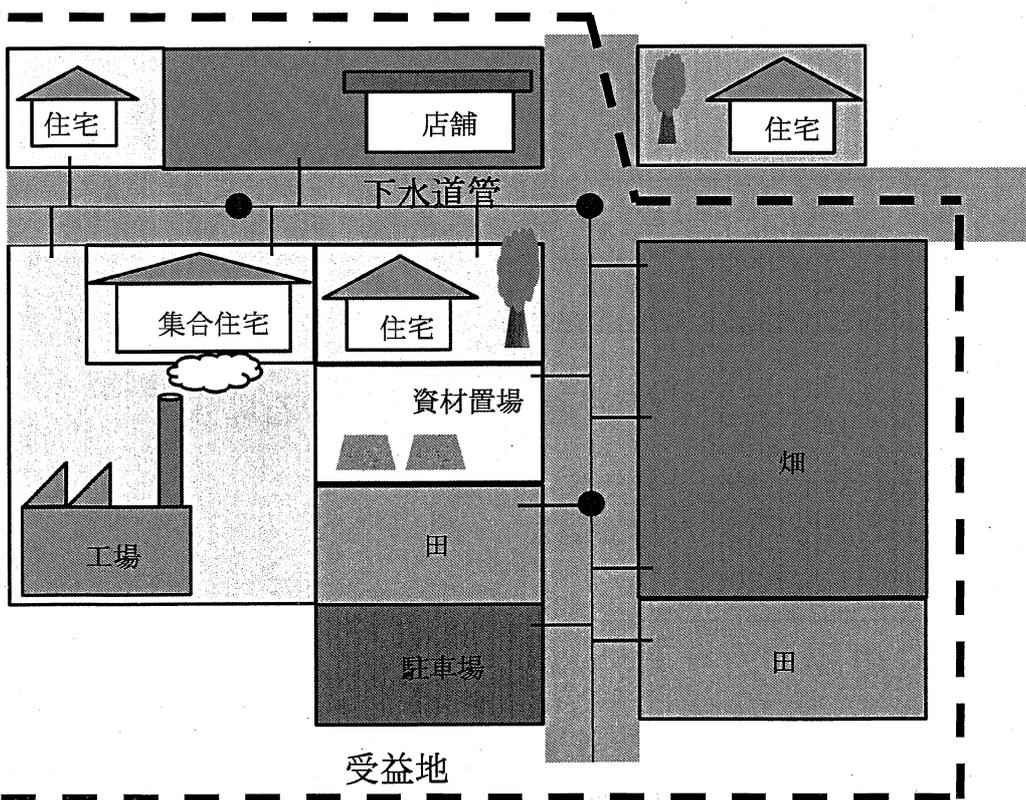


5. 空き地、農地、雑種地など

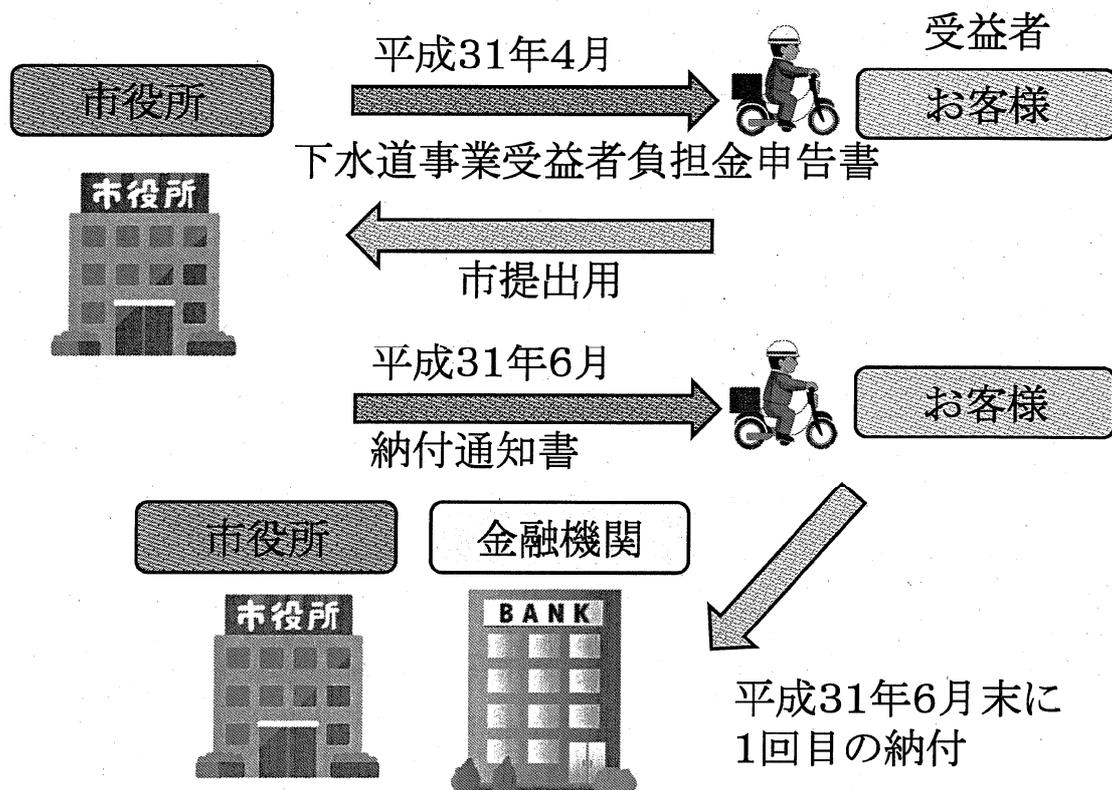
6. 駐車場や資材置き場等の借地の場合



③ 受益地とは

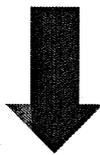


④ 受益者負担金の手続きの流れ



⑤ 負担金の額は

土地の面積に1平方メートル(m²)当り300円を乗じた額になります。



例) 200 m² (約60坪)の宅地の場合

$$200 \text{ m}^2 \times 300 \text{ 円} = \underline{60,000 \text{ 円}}$$



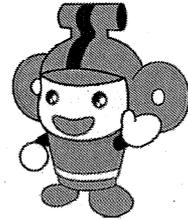
⑥負担金の納付の時期や方法及び金額は

○5年納期ごとに納付(5年間20回に分けて)した場合の計算表

	年額	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
2年目	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
3年目	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
4年目	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
5年目	12,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円

○納期について

第1期	6月1日～6月末日
第2期	9月1日～9月末日
第3期	11月1日～11月末日
第4期	2月1日～2月末日



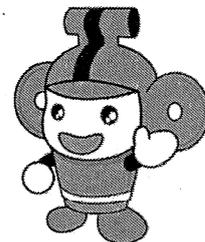
⑦一括納付をすることにより報奨金が交付されます。

5年間で納めていただくことになっていますが、5年分を一括して、あるいは数年分又は1年分を一括して第1期納期限内に納めていただきますと、報奨金が交付されます。

$$\begin{aligned} & \text{報奨金} \\ <1\text{年分一括納付}> \quad 12,000\text{円} \times 1.5\% = 180\text{円} \\ & \text{実納付額} \quad 12,000\text{円} - 180\text{円} = 11,820\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{報奨金} \\ <5\text{年分一括納付}> \quad 60,000\text{円} \times 7.5\% = 4,500\text{円} \\ & \text{実納付額} \quad 60,000\text{円} - 4,500\text{円} = 55,500\text{円} \end{aligned}$$

一括納付した年数	報奨金交付率
5年分	7.5%
4年分	6.0%
3年分	4.5%
2年分	3.0%
1年分	1.5%



⑧延滞金について

定められた納期に納めない場合、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、年14.5%(ただし納付日の翌日から1か月を経過するまでの期間については7.5%)の延滞金がかかります。また場合によっては滞納処分になることもありますので、定められた期限内の納付をお願いします。

⑨農地をお持ちの方へ

農地については、負担金の一部の納付を猶予することができます。

猶予を希望する方は、必ず「徴収猶予申請書」を提出してください。

- 申請しない方は、猶予を受けられません。
- 猶予の対象となる土地は課税上、現況地目が田・畑であること
- 猶予する期間は課税上、宅地や雑種地(駐車場等)になるまで
- 猶予の額は70%

(㎡当り300円の内、90円を納付していただき、210円を猶予します。)

※猶予した場合、報奨金は交付されません

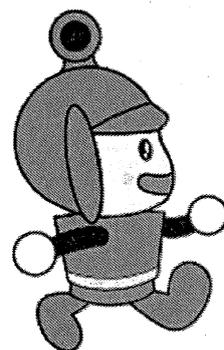
※宅地や雑種地になりましたら、猶予されていた金額をお支払いいただきます。

⑩納付途中で受益者の変更があった場合は

受益者の方が変更になった場合は、「受益者異動申告書」を提出してください。

なお、売買等により、土地を手放す際は、新所有者に受益者負担金の説明を必ずしてください。

下水道使用料について



下水道使用料金とは

- ① 汚水処理などの維持管理費用に充てるため、公共下水道を使用する方に負担していただく料金です。
- ② 汚水量は水道の使用量に応じて、2ヶ月毎の水道料金と一緒に支払っていただきます。

使用料の算定方法（2ヶ月分）

汚水量	20m ³ まで	21～60m ³	61～100m ³
下水道使用料	基本料金1,600円 (税抜)	1m ³ につき117円 (税抜)	1m ³ につき130円 (税抜)

※平成31年10月より消費税は10%になる予定です。

下水道使用料金計算例

例えば、上水道(飲料水・水道メーター13mm)を2か月で50m³使用した場合

	基本料金 (円)	使用月数 (月)	使用量 (m ³)	超過料金 (円/m ³)	計 (税込2か月)
水道料金	$680 \times 2 = 1,360$		$30 \times 105 = 3,150$		4,510 (4,870)
基本料に10m ³ 含まれます			$50 - 20 = 30$		
下水道料金	$800 \times 2 = 1,600$		$30 \times 117 = 3,510$		5,110 (5,518)
基本料に10m ³ 含まれます			$50 - 20 = 30$		
計					9,620 (10,388)

水道料金・下水道使用料早見表（2ヶ月分）口径13ミリ

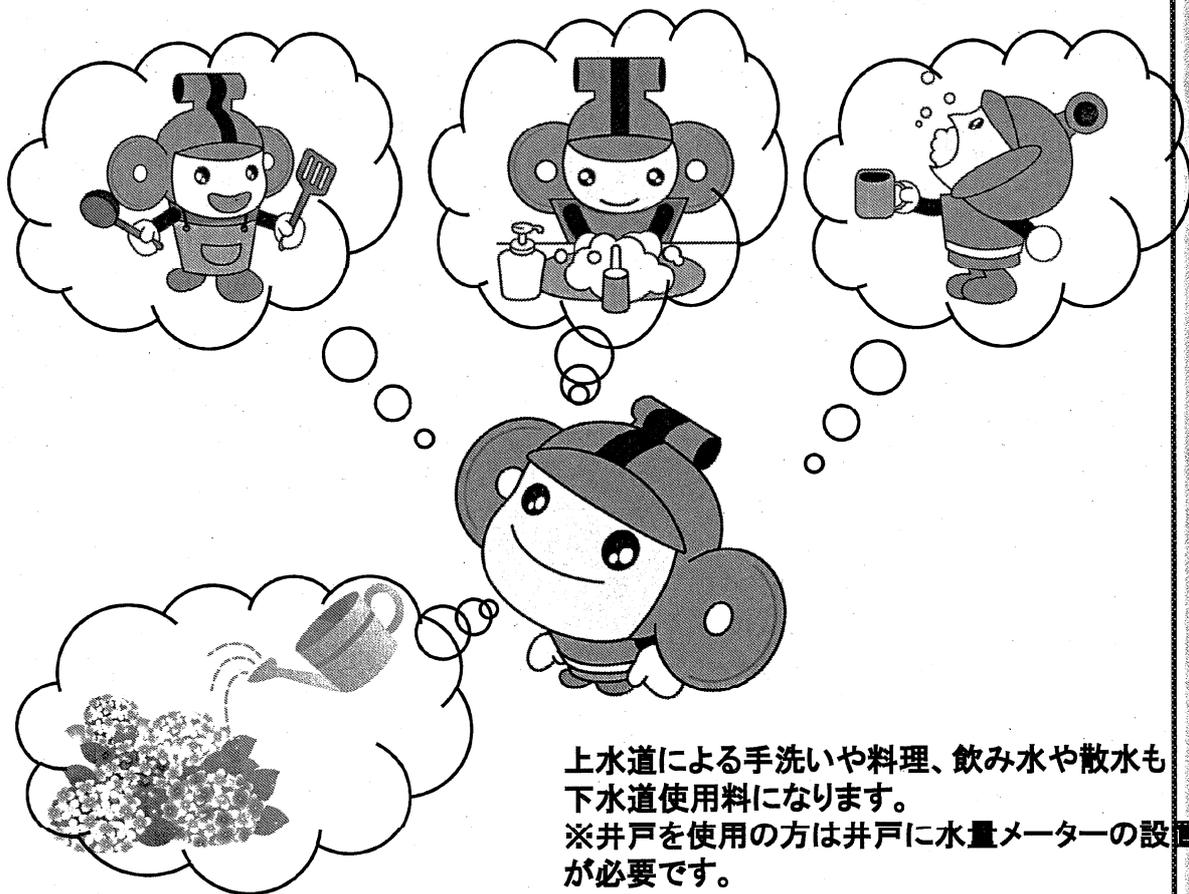
水量	水道料金	下水道使用料	水量	水道料金	下水道使用料	水量	水道料金	下水道使用料
20	1,468	1,728	40	3,736	4,255	60	6,004	6,782
21	1,582	1,854	41	3,850	4,381	61	6,139	6,922
22	1,695	1,980	42	3,963	4,507	62	6,274	7,063
23	1,809	2,107	43	4,077	4,634	63	6,409	7,203
24	1,922	2,233	44	4,190	4,760	64	6,544	7,344
25	2,035	2,359	45	4,303	4,887	65	6,679	7,484
26	2,149	2,486	46	4,417	5,013	66	6,814	7,624
27	2,262	2,612	47	4,530	5,139	67	6,949	7,765
28	2,376	2,738	48	4,644	5,266	68	7,084	7,905
29	2,489	2,865	49	4,757	5,392	69	7,219	8,046
30	2,602	2,991	50	4,870	5,518	70	7,354	8,186
31	2,716	3,117	51	4,984	5,645	71	7,489	8,326
32	2,829	3,244	52	5,097	5,771	72	7,624	8,467
33	2,943	3,370	53	5,211	5,897	73	7,759	8,607
34	3,056	3,497	54	5,324	6,024	74	7,894	8,748
35	3,169	3,623	55	5,437	6,150	75	8,029	8,888
36	3,283	3,749	56	5,551	6,276	76	8,164	9,028
37	3,396	3,876	57	5,664	6,403	77	8,299	9,169
38	3,510	4,002	58	5,778	6,529	78	8,434	9,309
39	3,623	4,128	59	5,891	6,656	79	8,569	9,450

単位（水量：m³、税込み料金：円）

水道料金加算金 口径20ミリ 620円（税抜）

口径25ミリ 880円（税抜）

※加算金については、下水道使用料には影響ありません。



上水道による手洗いや料理、飲み水や散水も
下水道使用料になります。

※井戸を使用の方は井戸に水量メーターの設置
が必要です。

本庄市指定下水道工事店

指定店名	住所	TEL	FAX	指定店名	住所	TEL	FAX
1 有限会社田島燃料	本庄市千代田2丁目7番22号	0495-22-4109	0495-23-0394	北関東総合設備工業	本庄市仁217番地	0495-71-9446	0495-71-9447
2 本庄市営工業協同組合	本庄市千代田3丁目2番11号	0495-24-2501	0495-21-0789	有限会社窪川土建	本庄市久々字192番地	0495-21-5973	0495-21-2341
3 有限会社裕真	第五郡上里町大字金久保191番地4	0495-33-3976	0495-71-4701	五十嵐設備	本庄市久々字249番地3	090-2334-2672	
4 温井建設株式会社	本庄市若泉1丁目11番30号	0495-23-3377	0495-24-5491	竹村工業	本庄市万幸寺2丁目7番3号	0495-24-1383	0495-24-1383
5 有限会社小林設備工業所	本庄市若泉2丁目9番37号	0495-22-3883	0495-22-3804	有限会社新成建設	本庄市下野堂651番7号	0495-24-3574	0495-24-3570
6 有限会社小山工業	本庄市若泉2丁目2番23号	0495-21-5988	0495-21-6024	株式会社塩田工業	本庄市西五十子3番地13	0495-21-1317	0495-21-9778
7 上野光開発株式会社	本庄市若泉3丁目6番4号	0495-24-3737	0495-22-0710	有限会社塩田建設	本庄市五十子2丁目6番23号	0495-21-3406	0495-24-8424
8 有限会社清水工業	本庄市中央2丁目7番15号	0495-23-4550	0495-23-4551	カナイ住設	本庄市五十子2丁目6番23号	0495-22-3103	
9 株式会社上野組	本庄市銀座1丁目6番5号	0495-22-2209	0495-24-2219	津金システムホーム	本庄市西富田762番地1	0495-24-3928	0495-22-1848
10 株式会社本庄土建	本庄市本庄1丁目8番8号	0495-24-5600	0495-21-6977	ケイイクラフト株式会社	本庄市西富田762番地1	0495-71-5512	
11 INOUE工業	本庄市本庄2丁目7番3号 ライオンマンション本庄512	0495-24-2307	0495-24-2307	津島工務店	本庄市今井1324番地2	0495-71-6846	0495-21-6846
12 株式会社タハタ設備	本庄市本庄3丁目3番22号	0495-22-8802	0495-22-8803	有限会社坂本建材	本庄市今井1324番地1	0495-21-1239	0495-24-8739
13 有限会社根岸設備	本庄市本庄4丁目8番38号	0495-21-6623	0495-21-6623	大塚設備株式会社	本庄市今井1324番地1	0495-72-8580	0495-72-6235
14 株式会社横山本店	本庄市東台3丁目2番7号	0495-21-0129	0495-21-0120	株式会社海澤建設	本庄市児玉町八幡山624番地3	0495-72-0018	0495-72-5259
15 真下建設株式会社	本庄市東台3丁目2番7号	0495-22-2154	0495-22-2828	大山設備株式会社	本庄市児玉町八幡山389番地	0495-72-0183	0495-72-4058
16 株式会社塚口工務所	本庄市日出1丁目10番6号	0495-24-1231	0495-22-3299	有限会社マルヤス工業	本庄市児玉町八幡山238番地3	0495-72-5167	0495-72-8856
17 石井産業株式会社	本庄市日出1丁目10番6号	0495-21-1261	0495-21-1260	株式会社田島ポンプ工業	本庄市児玉町原玉193番地4	0495-72-0210	0495-72-2042
18 株式会社関口組	本庄市日出2丁目1番46号	0495-21-2010	0495-22-6117	松村設備	本庄市児玉町原玉244番地12	0495-72-8331	0495-72-8331
19 有限会社堀野住宅設備	本庄市日出2丁目1番46号	0495-24-5300	0495-24-0889	有限会社今井住設	本庄市児玉町原玉56番地	0495-72-1894	0495-72-6367
20 長沼設備工業株式会社	本庄市日出3丁目3番18号	0495-24-2434	0495-21-5157	有限会社野村電機商会	本庄市児玉町原玉350番地2	0495-72-0487	0495-72-4292
21 有限会社山口電機工業所	本庄市前原2丁目3番18号	0495-24-3511	0495-24-7336	株式会社たじま住宅設備	本庄市児玉町原玉2672番地2	0495-72-7771	0495-72-2562
22 有限会社井上設備	本庄市柏1丁目1番2号	0495-23-1853	0495-21-0833	水尾設備	本庄市児玉町原玉229番地15	0495-72-0929	0495-71-5077
23 ノエタ設備	本庄市柏1丁目1番5号	0495-24-3074	0495-24-3097	野澤設備	本庄市児玉町原玉129番地10	0495-72-3238	0495-72-6857
24 マルキ工業株式会社	本庄市柏2丁目7番5号	0495-21-0349	0495-33-3284	有限会社ソーケー	本庄市児玉町原玉129番地1	090-5567-1152	0270-31-2876
25 真下設備	本庄市栄1丁目6番12号	0495-21-4280	0495-21-6994	市川設備	本庄市児玉町高柳495番地1	0495-72-3402	0495-72-1156
26 田中設備株式会社	本庄市小島南1丁目10番43号	0495-21-6764	0495-24-4723	株式会社細田設備工業	本庄市児玉町宮内76番地	0495-72-0909	0495-72-8316
27 株式会社オカネ電設	本庄市小島南2丁目3番14号	0495-23-2100	0495-34-2152	間宮設備	本庄市児玉町塩谷587番地1	0495-72-8318	0495-78-0575
28 有限会社アーク	本庄市小島南3丁目1番31号	0495-23-2433	0495-71-7255	設業住設	本庄市児玉町保本野372番1	0495-72-2064	0495-72-7323
29 瀬尾建設株式会社	本庄市小島2丁目13番15号	0495-21-1212	0495-21-4741	蛭川設備	本庄市児玉町共栄314番地	0495-72-2843	0495-72-2923
30 タカイ設備株式会社	本庄市小島6丁目1番67号	0495-71-7576	0495-71-7579	大久原設備	本庄市児玉町下浅見426番地1	0495-72-2240	0495-72-8215
31 こばやしエニカルサービス	本庄市素1丁目18番2号	0495-21-2503	0495-21-2503	中工業所	本庄市児玉町下浅見426番地1	049-226-5071	049-226-5074
32 有限会社ソーケー	本庄市けや木3丁目13番3号	090-5567-1152	0270-31-2876	株式会社伊藤住設	川越市大字上寺山458番地10	049-239-3900	049-239-3901
33 こばやしエニカルサービス	本庄市けや木3丁目13番3号	0495-21-2503	0495-21-2503	株式会社小高設備	川越市大字下広谷512番地1	049-242-5064	049-242-8016
34 加納設備株式会社	本庄市見福2丁目20番19号	0495-24-5655	0495-24-3109	有限会社湯山設備工業所	川越市中央町1丁目5番地5	048-522-2807	048-526-2344
35 内田基興株式会社	本庄市線1丁目6番1号	0495-24-2257	0495-22-6418	株式会社石原住宅設備	熊谷市石原323番地4	048-588-0205	
36 株式会社高橋設備	本庄市線2丁目1番2号	0495-21-3563	0495-21-3506	有限会社丸岡農機具店	熊谷市八木田683番地1	048-532-1343	048-532-1452
37 福本商店	本庄市線2丁目1番2号	0495-22-3935	0495-21-3935	有限会社並木住宅設備	熊谷市小島211番地1	048-522-6660	048-522-6691
38 株式会社オカ住設	本庄市牧西569番地	0495-22-4002	0495-24-6566	有限会社棚澤住設	熊谷市佐保田310番地1	048-536-5151	048-536-5165
39 有限会社田島新商店	本庄市牧西532番地2	0495-22-3894	0495-24-3709	株式会社中島水道	熊谷市万吉709番地7		

本庄市指定下水道工事店

指定店名	住所	TEL	FAX	指定店名	住所	TEL	FAX
79 有限会社荻原設備工業所	熊谷市上新田4 1 1 番地	048-536-3662	048-536-2337	株式会社中林商店	梁谷市起会1 2 9 番地3	048-571-0890	048-598-3673
80 有限会社中村フイクセル	熊谷市久下1 6 9 2 番地4	048-522-5490	048-522-5303	岡崎設備	梁谷市町田4 6 3 番地	048-587-3459	048-587-3577
81 有限会社加賀崎水道設備	熊谷市三ヶ尻3 3 3 4 番地	048-521-0397	048-530-4030	ツカサ エンジニアリング サービス	梁谷市東方町2 丁目7 番地1 3	048-572-7138	048-572-7138
82 株式会社飯田設備	熊谷市大原生1 4 8 3 番地1	048-532-5971	048-533-1938	株式会社鈴木美装	梁谷市東方町3 丁目1 2 番7 号	048-572-9580	048-572-9586
83 ムサン産業機械株式会社	熊谷市員峰町2 0 6 番地	048-521-2156	048-524-7567	有限会社御所設備	梁谷市東方町5 丁目1 5 番地6	048-573-2833	048-573-2836
84 株式会社並木設備工業	熊谷市五井1 8 2 3 番地	048-532-6339	048-533-1091	株式会社新井管工事	梁谷市東方町5 丁目1 5 番地6	048-787-8181	048-727-2227
85 鹿野設備工業	熊谷市善小島1 2 1 0 番地4	048-588-3350	048-501-2543	有限会社長島設備商会	浦川市川田谷6 6 5 4 番地1	048-591-1304	
86 有限会社中嶋設備工業	熊谷市武体1 9 7 番地	048-532-3581		有限会社長島設備商会	北本市本町4 丁目9 9 番地	048-794-2432	
87 株式会社中屋	熊谷市弥生2 丁目5 0 番地	048-523-2372	048-525-2323	新井ポンプ工業株式会社	さいたま市岩槻区大字徳力8 6 番地	048-726-8613	048-781-5221
88 株式会社清水ア-ネット	熊谷市間屋町4 丁目3 番2 号	048-525-0123	048-526-6524	株式会社アイデア設計	さいたま市大宮区桜木町2 丁目2 8 6 番地	048-662-1225	048-662-1226
89 中村設備	熊谷市善沼東5 丁目6 7 番	048-589-0020	048-589-0400	旭化成ライフライン株式会社	さいたま市見沼区東大宮6 丁目1 4 番地1 0	048-686-7331	048-686-6612
90 株式会社荒川設備	川口市大字家8 1 0 番地の1 2	048-297-8999	048-297-8966	株式会社吉元工務店	ふじみ野市ふじみ野1 丁目5 番2 号	049-264-0855	049-264-3666
91 有限会社田中設備	行田市深永町2 番地2 8	048-554-2416	048-554-2426	有限会社立設備	埼玉県比企郡滑川町大字伊古1 5 8 番地1	0493-57-1157	0493-57-1156
92 株式会社ハウスプラミングエンタープライズ	行田市富士見町1 丁目9 番地3	048-564-0166	048-564-0167	有限会社アライ水道	比企郡滑川町大字水原6 9 0 番地	0493-62-2817	0493-62-9350
93 アグゼ株式会社	行田市持田3 丁目6 番7 号	048-555-3459	048-555-3699	株式会社いはいじま	比企郡川島町大字上伊草1 3 6 4 番地	049-297-0457	049-297-8755
94 有限会社黒澤水道設備	秩父市小柱5 0 0 番地1	0494-63-2131	0494-63-2132	K 設備	比企郡吉呂町大字長谷7 2 2 番地2 0	0493-54-6362	0493-54-6385
95 クロサワ住設	秩父市寺尾2 0 4 7 番地5	0494-22-6882	0494-25-3353	シンナツク株式会社	秩父郡長瀨町大字野上下郷3 3 3 7 番地1	0494-66-0457	0494-66-0929
96 有限会社雄企	秩父市品沢2 0 5 番地	0494-62-0100	0494-62-0302	水道設備イマイ	秩父郡小鹿野町小鹿野9 7 3 番地	0494-75-3039	0494-75-3039
97 有限会社朝見住設	鴻巣市田島2 3 8 2 番地	048-569-0995	048-569-2822	株式会社坂井住設	児玉郡美里町大字白石1 4 5 2 番地1 6	0495-76-4833	0495-76-4834
98 久保設備工業所	梁谷市藤沢6 1 1 番地	048-585-1693	048-585-0361	有限会社市川電気商会	児玉郡美里町大字駒形4 2 7 番地1	0495-76-0126	0495-76-3535
99 株式会社飯島水道設備	梁谷市新井4 2 3 番地2	048-572-8258	048-574-5052	有限会社へんみ設備	児玉郡美里町大字沼上8 5 番地2	0495-76-4120	0495-76-4227
100 有限会社川島機工設備	梁谷市緑ヶ丘2 5 番1 3 号	048-571-5062		野村設備	児玉郡滑川町大字田田1 5 7 番地1	0495-77-1503	0495-77-2623
101 株式会社深谷電気工事	梁谷市上野台2 9 3 5 番地4	048-571-4155	048-571-4159	有限会社日精株式会社	児玉郡滑川町大字原新田1 0 9 7 番地1	0495-77-3850	0495-77-0192
102 松本機工商会	梁谷市武蔵野6 9 4 番地	048-584-1146	048-584-4487	有限会社社神流設備	児玉郡滑川町大字八日市7 6 1 番地6	0495-77-3089	0495-77-0129
103 内田設備	梁谷市岡2 7 3 3 番地7	048-585-2427	048-585-2423	株式会社児玉設備工業	児玉郡滑川町大字八日市8 1 1 番地1	0495-77-4811	0495-77-1099
104 有限会社深谷機工	梁谷市柏台1 0 6 3 番地	048-571-3716	048-571-1891	有限会社新井設備工業	児玉郡滑川町大字二ノ宮6 6 0 番地1	0495-77-3452	0495-77-3953
105 村岡住設	梁谷市武川1 1 3 番地	048-583-7359	048-583-7359	有限会社アライ	児玉郡上里町大字神保原町5 4 0 番地2	0495-33-3051	0495-33-3051
106 有限会社荻原水道工務店	梁谷市柏台6 5 2 番地	048-572-0842	048-571-6588	有限会社裕真	児玉郡上里町大字金久保1 9 1 番地4	0495-33-3976	0495-71-4701
107 株式会社吉岡設備	梁谷市寿町1 7 7 番地	048-572-3416	048-571-9079	有限会社風立設備	児玉郡上里町大字神保原町3 3 1 番地8	0495-33-0959	0495-33-7262
108 あらい水道株式会社	梁谷市国清寺5 1 2 番地5	048-571-3464	048-573-8161	戸夫設備	児玉郡上里町大字堰3 3 3 番地2	0495-33-9239	0495-33-9239
109 株式会社輝水	梁谷市柏台6 8 1 番地1	048-571-3119	048-571-6475	天田設備工業	児玉郡上里町大字金久保6 9 9 番地2 0	0495-34-0440	0495-33-0847
110 有限会社深谷設備工業所	梁谷市東方3 5 5 7 番地1 2	048-572-3098	048-571-8839	有限会社吉広	児玉郡上里町大字金久保2 1 7 番地5	0495-33-6842	0495-33-7200
111 矢内設備	梁谷市岡1 7 9 1 番地7	048-585-2269	048-585-6618	有限会社石井設備	児玉郡上里町大字金久保2 1 7 番地	0495-33-2088	0495-33-8058
112 株式会社荻原設備工業	梁谷市岡部7 9 4 番地3	048-585-2217	048-585-5669	塩原設備	児玉郡上里町大字神保原町2 0 4 2 番地3	0495-71-5716	0495-71-5716
113 森下設備	梁谷市藤沢3 4 6 番地1	048-585-0033	048-585-0925	株式会社SAKURAI	児玉郡上里町大字七本木2 9 9 3 番地1	0495-35-3955	0495-35-3956
114 株式会社たへい	梁谷市重場7 5 9 番地3	048-571-0466	048-571-3678	伊藤設備工業有限公司	大里郡寄居町大字赤浜1 8 2 6 番地	048-582-3360	048-582-3705
115 矢内住設	梁谷市岡1 6 8 6 番地5	048-585-1506	048-585-1506	井上設備	大里郡寄居町大字用土5 7 3 8 番地2	048-584-0862	048-584-0847
116 国本設備工業	梁谷市血洗島7 6 番7	048-598-4966	048-598-4967				
117 青木土建	梁谷市後藤沢3 4 5 番地	048-585-0714	048-585-0714				

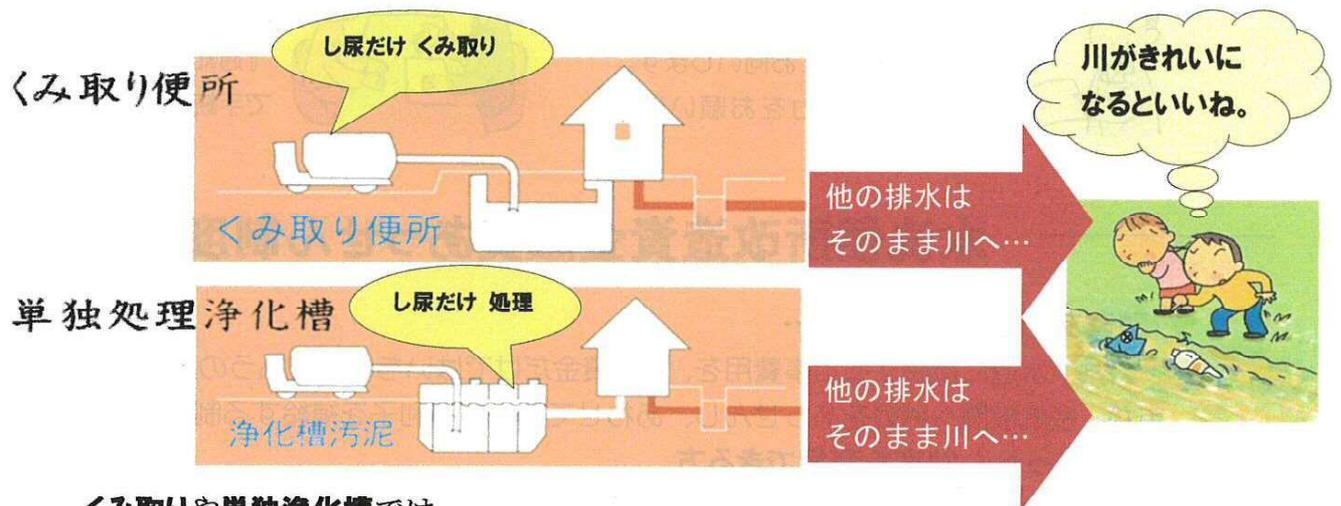
環境にやさしい



公共下水道への

接続はお早めに。

◎接続の工事は、**本庄市指定下水道工事店**(別紙)に依頼してください。

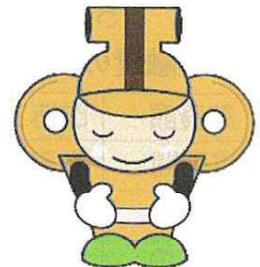


くみ取りや単独浄化槽では、

**し尿以外の 風呂・洗面所、台所などからの排水は、
処理をされないまま、川に流されています。**

※合併浄化槽は、設置者である世帯主には毎年数回の点検、年1回以上の清掃、
(浄化槽法第10条) および浄化槽の機能が十分発揮されていることを
毎年1回検査(法第11条)することが法律で義務付けられています。

公共下水道は、**清潔で快適な生活環境**をつくり、
川や海をきれいに保つ重要な役割を担っております。
お早めの接続をされますようお願いいたします。



本庄市役所 上下水道部 下水道課 TEL:0495-25-1146(直)

接続までの流れ



1

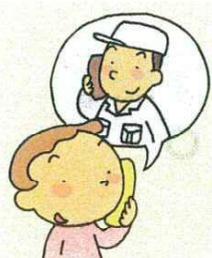
接続工事は、本庄市指定下水道工事店（別紙）に依頼します。数社より見積もりを出してもらい検討するのもよいでしょう。

2



依頼する工事店が決まったら、設計や見積書等をよく確認し、お互いに納得のうえで契約をするようにしてください。

3



水洗化工事費の融資あっせん制度を利用することもできます。

希望する場合は下水道課までご相談下さい。

4



水洗化工事を実施します。工事はトイレや台所、浴室などの排水口と下水道本管を結ぶ取付管までをつなぐものです。

5



工事が完了すると、工事が適正に行われたか確認するため、市職員が検査にお伺いします。ご協力をお願いいたします。

6



融資あっせんを申込みされた方は、検査後に『検査済通知書』をお送りします。『通知書』を持って金融機関で手続きしてください。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

・融資あっせん制度とは…

公共下水道に接続する工事費用を、自己資金だけではいかに支払うのが困難な方に、市が、金融機関へ融資をあっせんし、あわせて発生する利子を補給する制度です。

・融資あっせん制度を利用できる方

1. 処理区域内の建物の所有者、または所有者の同意を得た使用者
2. 市税、下水道受益者負担金および農業集落排水受益者分担金を滞納していない方
3. 自己資金のみでは、改造工事費をいかに負担することが困難な方
4. 借り受けた資金の償還能力を有する方
5. 確実な連帯保証人が得られる方

・融資の内容

融資額	改造工事 1 件につき5万円から50万円までです。
返済期間	融資を受けた月の翌月から36ヶ月以内（繰上償還も可能です。）
利子の負担	融資を受けた方には、次のとおり 利子を 市が負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 供用開始日から2年9ヶ月以内に申込みをし、かつ3年以内に改造工事を完成 → 利子相当額（年率2.5%相当額まで） ● 供用開始日から2年9ヶ月を経過した後に申込みをしたもの → 利子相当額の2分の1（年率2.5%相当額まで）

※ 融資あっせん制度を利用される場合は、下水道課へご相談ください。

本庄市下水道事業審議会委員名簿

平成30年10月1日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
1	しみず しずこ 清水 静子	市議会議員	
2	うるた へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	
3	しみず まさかず 清水 正一	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
4	やぎ よしかず 八木 義一	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
5	いしい ひさとも 石井 久友	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
6	いづか つねお 飯塚 庸雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
7	あさだ いくお 浅田 郁夫	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
8	いだ たかお 井田 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	
9	うちだ かずひろ 内田 一弘	識見を有する者	
10	ちば みつお 千葉 満夫	公募による者	

平成30年度 本庄市下水道事業審議会開催日程 (案)

・第1回審議会

平成30年10月30日 (火) 午後3時00分～ 503会議室

開会前：委嘱状交付式

①市長あいさつ

②委員、事務局職員の紹介

③会長の選任

④会長職務代理者の選任

⑤市長より会長へ諮問

⑥議事

(1) 下水道事業審議会の運営について (検討)

(2) 公共下水道事業における使用料金等の適正化について (説明)

・第2回審議会

平成30年11月20日 (火) 午前9時00分～ 503会議室

①第1回審議会の内容確認 (会議録)

②議事

(1) 公共下水道料金の改定について (検討)

・第3回審議会

平成30年12月26日 (水) 午後2時00分～ 503会議室

①第2回審議会の内容確認 (会議録)

②議事

(1) 公共下水道料金の改定について (検討)

(2) 答申(案)について (検討)

・第4回審議会

平成31年1月15日 (火) 午後2時00分～ 職員厚生室

①第3回審議会の内容確認 (会議録)

②議事

(1) 答申(案)について (確認)

③会長から市長へ答申

④市長あいさつ

⑤会長あいさつ